

# 総務警察委員会記録

開催日時 平成30年3月8日(木) 13:03～16:24

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

山本 進章 委員長  
山村 幸穂 副委員長  
亀田 忠彦 委員  
松本 宗弘 委員  
川田 裕 委員  
森山 賀文 委員  
大国 正博 委員  
中野 雅史 委員  
荻田 義雄 委員

欠席委員 なし

出席理事者 辻本 総務部長  
中 危機管理監  
村田 地域振興部長  
山本 南部東部振興監  
森田 観光局長  
遠藤 警察本部長  
星場 警務部長  
大久保 生活安全部長  
藤本 刑事部長  
宮本 交通部長  
今谷 警備部長                   ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

《平成30年度議案》

議第17号 奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

(総務警察委員会所管分)

議第 18 号 奈良県部設置条例の一部を改正する条例

議第 20 号 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

議第 22 号 奈良県手数料条例及び奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例

(総務警察委員会所管分)

議第 23 号 奈良県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

議第 24 号 奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議第 25 号 奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

議第 47 号 奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

議第 50 号 奈良県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例

議第 53 号 包括外部監査契約の締結について

議第 54 号 財産の出資について

議第 55 号 公立大学法人奈良県立大学定款の変更について

《平成 29 年度議案》

議第 103 号 奈良県個人情報保護条例及び奈良県情報公開条例の一部を改正する条例

議第 104 号 知事及び副知事の退職手当に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議第 105 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議第 117 号 (仮称) 奈良県国際芸術家村建設用地の取得の変更について

報第 33 号 地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分報告について

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(総務警察委員会所管分)

(2) その他

## <会議の経過>

○山本委員長 ただいまから、総務警察委員会を開催いたします。

傍聴の申し出はありません。今のところありませんが、申し出があれば、20名を限度に入室していただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、案件に入ります前に、1月16日付の人事異動により、理事者に異動がありましたので、警察本部長から自己紹介をお願いします。

○遠藤警察本部長 1月16日付で警察本部長を拝命しました遠藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本委員長 よろしくお願いたします。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承ください。

なお、議案の説明については、2月20日及び2月28日の議案説明会で行われたため、省略をいたします。

それでは、付託議案について、質疑があればご発言をお願いします。

なお、そのほかの事項については、後ほど質問を行いますので、ご了承ください。

どうぞ順次お願いたします。

○川田委員 議第17号「奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例」からお聞きますが、総務警察委員会に付託されているのは、このうちのどれですか。

○森本行政経営課長 総務警察委員会に付託させていただいているのは、附属機関の設置に関して「未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金審査委員会」、附属機関の廃止に関して「奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金選定審査会」及び「新たな文化活動チャレンジ補助金審査委員会」、以上の3つです。

○川田委員 まず、今廃止すると言われた委員会について、どのような効果があったのか教えていただけますか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 国民文化祭・障害者芸術文化祭課が所管している「新たな文化活動チャレンジ補助金」については、平成23年度から7年間継続して

きた補助金ですが、県内の文化団体や、市町村の中で新しく文化活動を始めようとする団体に対しての補助を当初の目的に実施してきました。年数的に7年経過するというのもあり、新しい文化活動も進めてきましたし、奈良県大芸術祭の登録団体等も年々順調にふえていることもあり、ことし国民文化祭・障害者芸術文化祭を開催した趣旨を踏まえて、今回、附属機関の設置で提案させていただいている「未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金」のほうへ、その趣旨を変えて新たな補助金を創設するというので、こちらの「新たな文化活動チャレンジ補助金」は廃止させていただきたいと思っています。以上です。

○増田国際課長 国際課が所管している「奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金」の附属機関の廃止についてですが、多文化共生に資する事業として、市町村や団体が行う多文化共生に関する事業について補助金を交付してきました。3年間のモデル事業として実施させていただき、一定の件数、効果があったものとして見直して、今回廃止することにしました。

○川田委員 当初あった目的をどのように達成したのか、具体的にどのような効果があったのかをお聞きしたかったのですけれども。今度新しく「未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金」に切りかわっていくということですが、それによって今度は何が変わるのかも含めて、ご説明いただきたいと思います。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 具体的な数字としては、廃止する「新たな文化活動チャレンジ補助金」については、平成23年度から平成29年度までの間で、団体に対して157件、市町村に対しては30件、計187件の補助をしています。この7年間で、予算額で8,600万円、実績として7,800万円弱の補助金を出させていただきました。ある程度件数的にも、新しく活動をされるところがふえてきて、同じような活動をされる団体さんも出てきたため、次は、もう一つステップアップということで、継続性がある事業、多数の県民の参加を目的とするようなもの、それから、今までの活動をレベルアップさせたもう一段階上の活動などをしていただいた団体に対する補助としたいと思っています。また、今回開催させていただいた国民文化祭・障害者芸術文化祭の趣旨、テーマ等を踏まえて、例えば、障害のある人とない人がともに参加するような事業、イベントをしていただくところにも、重点的に補助をしていくような内容に変更をしていきたいと考えています。以上です。

○増田国際課長 「奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金」については、平成

27年度から始まっており、平成27年度は、音楽やキャンプ、料理等を通じた多文化交流事業や外国人の患者のための医療情報を多言語で作成する事業、また平成28年度には、多言語版の災害対応マニュアルの作成事業や自然散策などを通じて、外国語のルーツの方と県民の方が交流を行う事業、その他外国人観光客向けのパンフレット作成事業、また平成29年度も、海外からのお客様の宿泊ガイドブックの作成事業や、多国籍の講師による文化紹介事業、それらの事業を行う市町村や団体、協会に対して補助したものです。3年間で12団体の方々に補助金を出しており、一定の申請いただいた事業については補助してきていますし、これからは、各協会や団体が自主的にやっている外国人の多文化共生事業にかかわる事業について、補助金という形ではありませんが、いろいろなアドバイスなどで支援していきたいと思っています。以上です。

○川田委員 活性化を求めするために補助金を出すなどは、よくあることだと思います。今、地方公共団体においては、こういった補助金には非常に適正性や効果が求められていますので、ほとんど運営補助というよりも事業補助ですね。こういった方向性に切りかわってきているのが、今の全国的な流れではないかと思うのです。

中身について、細かいことはまた別で聞けばいいと思いますが、本質的なところで、今度は新しく「未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金」へ変えようとしていますし、また、廃止しようとしている「奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金」のほうも、内容を聞いていたら、観光客、外国の方が多いですから、お役に立った、非常によかった事業ではないかと思ったところです。観光などとリンクしてくる問題だと思いますが、関西への集客については、予測数値をかなり大きく上回ったということで、関西広域連合でも、先日もまた目標数値を変えていましたので、この補助金の対象としていた事業は、インバウンド政策ということで、もっとどんどん活躍していただかなければいけない、これからの事業かとも思うのですけれども、どのような精査のもとで廃止を決めたのかお聞かせいただけますか。

○増田国際課長 今答弁したものについては、外国人の宿泊者向けの案内やパンフレットの作成などの事業に補助金を出していたわけですが、各協会や市町村が積極的に行う事業について、どのようなものかを見た上で、その効果を認めて補助していたわけです。それぞれ自主的に事業される場所について、一定の補助、作成に対する支援を3年間行ってきたもので、手を挙げていただいたところについては、支援してきたものと考えています。

○川田委員 それでは、今年度まで予算も計上されていた補助金についての2つの附属機関が廃止されますが、それが今度、「未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金」一つに集約されるという意味なのか、それとも全く別のものになるということでしょうか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 今は、条例の中には2つの附属機関がありますけれども、それぞれ別の趣旨の別々の補助金ということで、そのうちの「新たな文化活動チャレンジ補助金」のほうは、少し目的等を変えて「未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金」に変えるということです。以上です。

○川田委員 よくわかったような、わからないような。細かいことは、わからなかったらまた聞きます。

「未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金」のステップアップというのは、奈良大立山まつりでもホップ・ステップ・ジャンプというのがありましたけれども、ステップアップというのは何を基準にしようとしているのですか。名前が変わっただけで、中身は今までとあまり変わっていないということもあり得る感じもしますが、それはいかがですか。

○石井地域振興部理事 私のほうから、概要も含めてご説明します。

もともとの「新たな文化活動チャレンジ補助金」も同じことですが、外部の委員に対してプレゼンテーションをしていただいて、補助金の支給要件に該当するかどうかを審査していただく形をとっていました。そうすると、時間の経過の中で、いいことは一生懸命切磋琢磨していただけるのですが、もう一方では、中身以上に、上手下手みたいなものがだんだんだんだん出てくるようになりまして、その辺をそろそろ改良していく必要があるということも一つの要因として、今回廃止をすることにさせていただきました。

今度は、極端なことを言うと、補助金額を年々落としていく形で自立していただく、自分たちの集めてきた事業、自分たちのする足元の事業でしっかり継続して運営していただけるように、仕組みをじっくり見させていただいて、3年補助すれば3年で、3回補助すれば3回で、自分たちで独自に事業をしていただく形に持っていけたらということで、変えさせていただきました。以上です。

○川田委員 今の説明は非常にわかりやすく、ありがとうございます。自立していくためのステップアップをするという解釈ですね。わかりました。

附属機関はたくさんあるのですが、これは非常にすばらしい理念をお持ちだと思いました。ほかの附属機関でも、そのようなところもあれば、ただ単に交付税が入ってきたから右から左に流しているというものもたくさんありますので、そのあたりも含めて徹

底して見直しをしていただいて、全てが自立を含めたステップアップ補助金になるようにお願いして、議第17号の質疑は終わります。

次が、議第18号「奈良県部設置条例の一部を改正する条例」についてですが、健康福祉部と医療政策部を福祉医療部に改めるものだという事は、きょうの委員会の前に担当職員からもお聞かせいただきました。たしか、今後の時代の流れというか、将来を見据えた部の編成だというご説明だったと思うのですけれども、もう一度、部を変更する目的等をご説明いただけますか。

○乾人事課長 川田委員からもお述べいただきましたが、医療、介護、福祉の各分野の施策は、相互に関連性が非常に強くなっています。以前は、県内では周産期、救急医療等の医療分野が特に問題でしたが、今の社会的ニーズで、高齢化に伴って、在宅などのほうで医療と介護、福祉の分野が特に関連性が強くなり、特に平成30年度から、保健医療計画、医療費適正化計画、介護保険事業支援計画等々、新たな計画の取り組みが同時にスタートするという事で、ますます医療分野と福祉分野の連携が必要になってきますので、今回、来年度に新たにそれぞれの部を統合する形で、福祉医療部を設けさせていただきたいと考えているところです。以上です。

○川田委員 ということは、人事的、機構改革的には部は1つ減るという解釈でよろしいですね。

○乾人事課長 はい、そうです。

○川田委員 行政効率化というにしても、部を編成しただけで効率化という問題ではないと思います。行政はICT（情報通信技術）化といったものも非常に多くおこなわれていると指摘されるところが多い中で、今回こういったものも効率化、そして有効性を求めていくという部編成だと思うのですけれども、まず1点、効率化を求めていく詳細な説明をお願いします。

○乾人事課長 効率化というと、広く大きな分野ですけれども、今までは、福祉と医療それぞれを所管する別々の部を設置しており、関連はありますけれども、それぞれ部長を置いて施策を展開してきたわけですから、それを福祉医療部という1つの部の1人の部長のもとに施策を展開することで、効率化も図れると思っています。以上です。

○川田委員 1つ危惧しているのが、部長は1人になってもいいと思いますが、その下の体制はどのようになるのですか。これだけの事務が集まるということは、相当に多大な事務量になりますね。ましてや、奈良県の部長1人が持つ事務量はかなりのもので、市町村

とは比べられないほど多くの事務に携わっているということで、これはいつも頭が下がる  
ところですけども、それがまたさらに巨大化するということで、能力的な問題も当然あ  
ると思いますが、細かいところの目の行き届きや、部の政策全てに関与していくというあ  
たりは、どのようにお考えですか。例えば次長など、補助する職員がふえるような機構改  
革になっているのでしょうか。

○乾人事課長 川田委員がご指摘のとおり、医療、介護、福祉は非常に分野が広いため、  
効率化だけではなかなか目の行き届かないところも出てくるように思っています、部設  
置条例の下に、奈良県行政組織規則を設けており、その中で規定をしていくわけですけれ  
ども、現時点では、福祉医療部の中に局を3つ、具体的には医療・介護保険局、医療政策  
局、そして従前からのこども・女性局の3つの局をつくり、専門的なところはそれぞれの  
局の中で所掌していきたいと考えているところです。

○川田委員 わかりました。事務分掌的には3つの局に分けて、そこで事務配分を行うと  
いうことですね。

確かに、福祉医療部長になる方は、大変な巨大な事務を抱えることになり、負担ばかり  
を求めるために組織があるわけではなく、住民の事務のためのものですので、そのあたり  
人事としても効率的に、また優しい気配りをお願いしておきたいと思います。

事務分掌については、今のご説明で、かなりふえていくということは大体わかったのだ  
ですけども、スクラップ・アンド・ビルドといつも言っていますが、今回新たに生まれる  
ものはいいですけれども、逆に何かスクラップされた部分はあるのですか。

○乾人事課長 これも行政組織規則上で整備していくのですけれども、ご承知のように、  
新総合医療センター建設室や、先ほど平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長が答弁させ  
ていただきましたが、その国民文化祭・障害者芸術文化祭課の廃止、その他若干の機構変  
更で2つの課を1つに統合する等々を予定しています。

○川田委員 そのようなことではなく、健康福祉部と医療政策部の2つの部を合わせた段  
階でまた膨らむという考え方ですか。それとも、ほかから、国民文化祭・障害者芸術文化  
祭課などがなくなるから、その分を福祉医療部に持ってくるという考え方ですか。

○乾人事課長 失礼しました。現在の2つの部と新しい部のトータルの定員についてです  
けれども、今手元に資料がありませんが、総トータルはほぼ変わらないと記憶しています。

○川田委員 行政組織規則の改正案はもうできていますよね。条例改正案を議会に出され  
ているので、規則の改正案も当然同時につくっているのですよね。施行日がことしの4月



1日からですから、時間がありませんので、条例改正案が可決されてから考えるということはないでしょう。規則の改正案のほうは、もう完成しているということですね。

○乾人事課長 規則の改正案については、今法令所管課と詰めているところで、同時並行で改正作業をしているところです。

（「まだできていない」と呼ぶ者あり）

○川田委員 まだできていないということですね。それができたら、また見せていただきたいと思います。よろしくお願いします。

部の設置条例としては、最終的に部の統合、変更だけですけれども、関連といいますか、全体的に見て、組織的な機構改革は、他にはどのようなものが行われるのですか。

○乾人事課長 医療福祉の関係でいうと、今予定をさせていただいているのが、事務分掌の変更もありますが、新しく福祉医療部の中に長寿・福祉人材確保対策室を設けたいと考えており、そのほか医療保険と介護保険を一体的にそれぞれ別々に所掌するという一方で、医療・介護保険局の中に医療保険課と介護保険課を設けること、また医療政策局の中に疾病対策課と健康推進課を置いて、疾病に特化した課と健康の推進を所掌する課を分けることを予定しています。

○川田委員 わかりました。詳細についてはまた教えてください。

次は、議第20号「知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてお聞きします。これは、荒井知事などの給料が今まで抑えられてきたのを、また継続する条例だということですのでよろしいですね。

○乾人事課長 おっしゃるとおりです。

○川田委員 この条例案の提案理由の中で「厳しい財政状況等に鑑み」と書いてありますけれども、具体的にどのように厳しいのでしょうか。今は年々財政もずっとよくなってきましたし、リーマンショックのときから底があって、今はその状態から戻ってきて、それを超えたぐらいの状態ではないですか。リーマンショック以降の落ち込み時期では、厳しい財政状況というのはどこの地方公共団体も使っていましたし、それより前に国が「三位一体の改革」を推進したときにも、厳しい財政状況等に鑑みと言っていました。昨年10月の決算審査特別委員会でも、警察本部などの予算があまりにも著しく少ないことについて、いつまで厳しい財政状況という言葉を使って抑えるのかといったやりとりがあった記憶がありますけれども、今回もこのように明文で書かれているということで、明文で書くならばやはり説明責任があると思いますので、この点をしっかりとご説明いただきたいと

思います。

○乾人事課長 「厳しい財政状況等に鑑み」ということで、給与を特例的に抑えるいわゆるカット条例の継続を、今回上程させていただいたところです。ご承知のように、まだまだ歳出全体に占める人件費割合は非常に高く、一時期の財政状況等に比べれば、県税収入もふえてきつつあるかと思えますけれども、やはり人件費を一定は抑えるということで、総合的に「厳しい財政状況等に鑑み」とさせていただきました。

○川田委員 それはあまり説明にはなっていないと思うのですが、確かに、これは知事、副知事、教育長、常勤の委員といった特別職の給与を自ら減じる特別措置ですから、皆さんのご努力は本当に頭の下がる思いですけれども、この部分だけを減額したからといって、実際には、本体的に財政状況に与える影響などほとんどないではないですか。よその地方公共団体と比較するのはあまり好きではないですけれども、特に今、首長の退職金を廃止する、給料も50%など大きくカットするなどよく聞きますが、厳しい財政状況だといって、それによって財政にどれだけ貢献したのかというと、それはないとはっきりおっしゃっています。そうではなく、それをもってリーダーシップを示すということだと。本当に厳しい財政状況等に鑑みるのならば、乾人事課長が今おっしゃったように、人件費割合がかなり高いということであれば、人件費割合を抑えればいいではないですか。入ってくるお金は一緒ですから、人件費割合が高いということは、住民サービスに使えるお金が少ないということでしょう。人件費を抑えて、例えば高校の無償化など、いろいろなことをしている首長もいらっしゃいます。だから、今の説明は整合性がとれていないと思うのですが、いかがですか。

また来週からの予算審査特別委員会でも聞いていきますけれども、実態はこのような減額をしているけれども、12月議会でも人事委員会は、民間の平均給与は下がっているが、県職員の平均給与も下がって、数字だけを比べると民間のほうが高いから、県職員の給与を上げると言いました。けれども、県職員は全体の組織的な構造が変わっただけで、給料表は全く変わっていないから、個々の職員個人の手取り額は全然下がっていません。対する民間の構造はどうかと問えば、わからないとのことで、全体的な平均値が変わったから、数字だけで合わせたら県職員の平均のほうが低いから、県職員の給与を上げるといふ論理でした。今、乾人事課長が答弁されたように、非常に人件費割合が高いということであれば、厳しい財政状況等に鑑み、給与水準そのものを下げればいい話ではないですか。それはいかがですか。

○乾人事課長 川田委員がおっしゃる人件費割合に関して、奈良県では平成15年度からずっと、一般職も含めて給与の抑制措置をとってきまして、当然職員組合との合意のもとで進めてきたわけです。その一般職も含めた減額については、平成19年度以降、徐々に緩和をして、平成23年度以降は、管理職以外の給与の減額を廃止させていただきました。東日本大震災の復興関係で、国からの要請に基づく一時的な減額はありましたけれども、現在は、管理職以外については減額措置をとらなくなっています。

一方、特別職と一定の管理職については、厳しい財政状況等を鑑みて引き続き減額させていただきたいということで、今回提案させていただいており、減額の効果としては、平成15年度から一般職の分も含めてですが、実際、平成30年度までで227億円の効果があったと見込んでいて、この減額措置を来年度も継続する効果は、一定程度見込めると考えています。

○川田委員 それでは、全く逆の観点から言いますけれども、財政状況が本当に厳しいかどうかですが、使うほうをふやせば当然厳しくなるでしょう。収入が10万円しかないのに無理やり15万円を使おうと思えば、それは厳しいですよ。考え方、やり方の話だと思えるのですけれども、職員の給料については、一生懸命働いた分ですから堂々ともらったらいという考え方が根底にはありますけれども、何でもかんでも財政状況が厳しいからということになると、それで何を危惧するかというと、10月の決算審査特別委員会でも言わせてもらいましたけれども、住民サービスで本来必要なもの、やらなければならないもの、例えば学校の耐震化など、これについては今回の予算で進めるという話をいただきましたけれども、基金でも1,650億円を積み立てていて、ことしは少し減るでしょうけれども、標準財政規模からみた基金の比率を全国的に調べたところ、東京都を除けば奈良県はトップクラスの比率で積み立てている状況で、なぜ財政状況が厳しいという言葉が出てくるのかということです。全然厳しくないではないですか。主観によって、厳しいと思えばいくらでも言えますけれども、そのあたりはいかがですか。

いつもひっかかるのです。本当に使わなければいけないときでも、いつも財政状況が厳しいという言葉が出てくるのではないですか。それでは実際そうなのかというと、リーマンショックのときなどと比べたら、今はかなりよくなっているのではないですか。あのときも、別の地方公共団体での話ですけども、我々も3年、4年の辛抱だろうなどとよく言っていました。三位一体の改革のときも、3年、4年の辛抱だろうと言っていましたけれども、その辛抱がずっと今まで続いているのではないですか。その点どうなのですか。何も

揚げ足を取って言っているのではないのですけれども、基本姿勢に関わると思うので、この言葉遣いにひっかかっているのです。いかがですか。

○阿部財政課長 川田委員がご指摘のとおり、三位一体の改革やリーマンショックのときの財政は非常に厳しい状況で、財政調整基金の取り崩しの額もかなり大きいものがありました。現在は、確かに税収は上向いてきていますが、国とのマクロの議論でも一般財源総額据え置きという状況の中で、片や社会保障費はふえ続けている状況にあります。そういった状況を鑑みると、税収が上がってきてはいるものの、今財政が厳しくないかと言いますと、今回も、引き続き財政調整基金を20億円取り崩すという予算を組んで、ご提案していますが、その大きな要素としては社会保障費の増大という部分がありますので、まだ楽観できる状況ではないというのが我々財政当局の考え方です。

○川田委員 阿部財政課長の説明もよくわかるのですけれども、それは構造的な問題ではないですか。これからまだまだ社会保障費の自然増は言われているので、実際にその分何か効率化するようにやっていく。今は健康施策など、健康寿命を延ばし、健康なままでいていただくことにより、医療費を抑制していこうという動きですね。けれども、構造的には高齢化率はかなりふえていくわけですから、これは今の社会保障制度の問題であって、現行の制度である以上は、自然にふえていく部分は誰もとめられないという構造的な問題がありますから、その上で、財政状況が厳しいというのは一体具体的に何をもって言うのか、今の理論であれば、誰でも厳しいと言うしかないではないですか。臨時財政対策債でも、現実にあれだけ借りているわけでしょう。

ですから、ここまで行ったら厳しく、この情勢であれば厳しくないのではないかなど、厳しい、厳しくないの基準を何かお示しいただけないですか。そうでなければ、事業担当課の職員にとっては、予算ヒアリングの時期にはいつも、財政状況が厳しいという言葉と言われるだけになってしまいますので、やはりその辺の基準を何かお示しいただきたいのです。これを魔法の言葉みたいにいつまでも使っているのはよくないと思うのですけれども、いかがですか。

○阿部財政課長 どのような基準で、今まさに財政状況がよくなったと言えるのかというのは、その時々的情勢もあると思いますので、なかなかお答えは難しいと思いますが、予算の編成の過程の中で、当然必要な予算はつけていき、必要でないものは削っていくように編成作業をしていますので、その中できちんと内容を詰めていければと思っています。

○川田委員 ここであまり話を長くするのもどうかと思いますので、財政的な内容につい

ては、また予算審査特別委員会でお聞きしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次は、議第22号「奈良県手数料条例及び奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例」ですが、このうち総務警察委員会所管分は警察本部関係になるので、もう結構です。細かいことですので、また聞きます。

続いて、議第23号「奈良県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例」について、簡単に結構ですので、概要をご説明いただけますか。

○野村税務課長 こちらは、公平公正な税制を推進するという面で、課税面で申告納付納入が適正になされていることを調査するのは非常に重要です。産業廃棄物税については、中南和県税事務所のほうで、法定外税として現在は任意調査ということで、質問検査ですが、こちらを積極的に行っているところです。今現在の制度では、この法定外税を含めて、狩猟税やそのほか市町村の軽自動車税などは、法的に任意調査しかできず、強制調査ができないようになっています。

そして、平成30年度4月からは、国税犯則取締法が廃止されることとなっていますが、地方税においても、地方税法の総則にこの犯則調査を位置づけて、法定外税を含む地方税目全てについて、強制調査の対象にすることとなっています。強制調査とは具体的には臨検、搜索、差押えで、任意調査の場合は質問検査が基本になっていますが、強制力を持った調査ができるようにしようとする法改正です。

今回の条例改正ですが、産業廃棄物税のような法定外税については、法改正点のうち現行犯調査と夜間調査の2点だけは、各地方公共団体のほうで判断してほしいということで、条例で指定したものに限ると地方税法施行令に規定されたことから、今回の条例改正をお願ひしているところです。以上です。

○川田委員 これは法定外目的税ということですね。

○野村税務課長 そうです。法定外目的税です。

○川田委員 全部ではないと思いますが、国から事務の移管もあるという解釈でよろしいですか。

○野村税務課長 賦課徴収についての話で、地方税法の枠組みの中で県税条例で定めて、日常の賦課徴収をやっていくということです。

○川田委員 簡単に言えば、県の事務がふえたということです。

○野村税務課長 新たな分野になりますので、事務がふえたことになるかとは思いますが。

○川田委員 課税の目的があつて、税を徴収し、そして臨検などの調査をしていくという

ことですか。これを一定して行うということは、この法定外目的税にどのような、どれくらいの効果を見込んで課税するのですか。もともと法定外目的税というのは、住民からすれば税金が別でふえるわけですから、住民側である議会としてはあまり好ましくない、いつも意見申し上げていますけれども、そのあたりの関連はどのようなのですか、どれくらいの効果を見込んでいるのですか。

**○野村税務課長** 法定外の目的税といっても、今申したように地方税法の枠組みの中で制度化されているもので、根拠は地方税法にありますので、公平公正な税制を進めることは、法定税ともども非常に重要な点です。今回の改正によって、軽油引取税などと同様、横並びで厳正な調査ができることになると思います。また、この改正についての業者への周知などを通じて、一定の抑止力にもなると思っています。以上です。

**○川田委員** それで、一定どれくらいの効果を見込んでいるのですか。大体目測というのでしょうか、効果を示していただかないと。どれくらいのものを見込んでいるのですか。

**○野村税務課長** 今回のこちらは制度面の整備として考えており、何か案件があってということではありません。今後起き得る不測の事態に対応するために、法定税と横並びで法定外税の調査体制を強化したいということです。

**○川田委員** 意味がよくわからないのですけれども。だから、大枠で言えば、今までこのような強制権というか、調査権もなかったという問題があったから、社会的安定を図るために、調査権を入れようということでしょう。今までどのような問題が何件あったのか知りませんが、それを今後抑制していこうというのが、今の野村税務課長のご答弁の内容だと思えます。それならば、今までの案件があるわけですから、それによってどのような効果が出るのかという一定の目測は出せないのですか。今の説明ならば、調査したらもういいのだというように聞こえて、その辺がよくわかりにくいと思うのです。何も否定しているわけではありませんけれども、その点もう一回お願いします。

**○野村税務課長** 法定税のほうでも、これまで狩猟税や軽自動車税などについては、強制調査の規定がなされていませんでした。そして今回、国のほうで、地方税法の総則で全税目が対象にされるという法改正があり、臨検、搜索、差押えを地方税の全ての税目について規定するということは、基本的に、全国共通で強制調査は地方税の全ての税目にわたってやるという制度になったということです。産業廃棄物税については、現行犯調査と夜間調査の対象とする場合は県の判断でということですので、今回の条例改正を提案させていただいているところです。

○石井総務部次長 済みません、補足的にご説明をさせていただきます。現在産業廃棄物税で、そのような臨検などをしなければならない案件があるわけではありません。野村税務課長からご説明したように、法改正でほかの地方税目にその分が足されまして、法定外目的税であるこの産業廃棄物税については、臨検などの項目を足すかどうかは地方に委ねられたので、将来的に起こり得る可能性があるということで、今回条例改正させていただくということです。以上です。

○川田委員 すごくわかりやすく、ありがとうございます。わかりました。

次は、議第24号「奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」についてお聞きします。長い名前ですが、マイナンバー制度の条例ですよ。先日も京都大学の学会に行ってきて、マイナンバー制度の話題で盛り上がっていたのですが、役所等で必要となる個人の身分証明書について、住民基本台帳ネットワークシステムは次の付託議案、議第25号で出てきますが、今は、マイナンバーでは公的な身分証明にならないのですか。学生たちの学問的な意見として、この場面で使えないのならば何のための制度か、それはどういう意味なのか、個人リンクの番号だけなのかということで、非常に盛り上がっていたのですけれども、その点の認識はいかがですか。

○浅田市町村振興課長 川田委員のお尋ねは、マイナンバーカードが証明になるかどうかということでしょうか。

○川田委員 説明が悪くて申しわけありません。身分証明書としてマイナンバーカードを出したらだめだと言われて、ほかに何かないか、健康保険証ならばオーケーだと言われたというケースで、それはないのではないかという話です。ここまで法で規定されているマイナンバーカードで、今回の条例改正も、高等学校等就学支援金などに関する事務を全部マイナンバーカードでできるようにするということですよ。そういうことではないのですか。それがほかの証明にはどうして使えないのかというお尋ねだったのです。学生たちには、私に聞かれてもという回答しかしていないのですが、よろしくお願いします。

○浅田市町村振興課長 いわゆるマイナンバーカードについては、通常の運転免許証と同様に、ある程度の本人証明として、いろいろなところで確認はしてもらえるものだというのが、私の理解です。ただ、マイナンバーについては、いわゆる情報連携ということで、マイナンバーを利用することにより、例えば個人の所得証明などの証明書類を、ある一定の申請の際に省けるということで制度化されており、要はそのように住民の方、利用者の

負担の軽減を図るという意味で、非常に有効な番号制度であると理解しています。その関係で、今の条例改正も出てきているところです。

○川田委員 きょう言ってすぐにどうのこうのというものではないですけども、そういったカードで身分を証明するようなことは、今どこまで進んでいるのですか。地方公共団体は、その点はやはり統一してやっていかないと、また次の議第25号で出てくる住民基本台帳ネットワークシステムのようなものにもなりかねないことも考えられますので、せっかく税から関係している制度ができたと評価されることも多いですから、カードを持っている本来の目的、意味を達成できなくて、持っていても使えないということは、まだまだ整備が進んでいないのではないかと類推しているわけです。市町村振興課にもお願いしたいのですけれども、一度その辺も含めて調査いただいて、もしかなりおこなっているようであれば、何か計画、目標を立てて整備を進めていかないと、せっかくこういった制度ができたけれども、国の中では、制度をつくった側はいいけれども、ほかの側からは反発も結構あると聞いていますので、その辺の整合性を市町村間でとれるようお願いしたいのですけれども、いかがですか。

○浅田市町村振興課長 マイナンバーカードについては、普及するように我々も周知していきたいと思っていますし、いわゆるマイナンバーカードの機能の一つとして、情報連携という部分がありまして、そこでも、今現在の国で定められた情報連携の部分、県で利用できる情報連携の部分、いろいろ分かれていますので、またご説明させていただきたいと思えます。

○川田委員 それならば、また説明してください。

次が、議第25号「奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」、これは住民基本台帳ネットワークシステムについてですけども、このシステムの利用は全く進まなかったといえますか、あまり普及しなかった記憶があるのですけれども、奈良県全体としていかがですか。

○浅田市町村振興課長 この議第25号の条例改正の内容でよろしいでしょうか。

この改正は、さきの議第24号のマイナンバー制度についての条例改正の関係で一部改正させていただくものです。今般、知事が行う4つの事務と教育委員会で行う2つの事務について、新たにマイナンバーを利用して情報連携することによって、通常ならば所得証明などを添付して申請いただくところを、その部分を申請を受ける側でマイナンバーを活用して確認させていただくということで、さきの議第24号のマイナンバー制度の条例改



正をさせていただくわけですが、それに伴って、もし例えばマイナンバーなどがわからない方がおられた場合には、住民基本台帳ネットワークシステムを使って確認させていただく必要がありますので、そういった場合に確認できるようにするための条例改正が議第25号です。

○川田委員 いや、それは読んだらわかるのですけれども、それで、住民基本台帳カードなどの利用率はいかがですか。システムは役所にあるからいいのですけれども、その普及率はいかがですか。

○浅田市町村振興課長 済みません、従前のいわゆる住基カードのことをおっしゃっているのでしょうか。

住基カードも従前は活用していただいていたのですが、今は先ほど来から話題になっているマイナンバーカードの制度ができていますので、今はそちらのほうを活用していただくように事務が進んでいると理解しています。

○川田委員 結構です。今度まとめてまたお聞きします。

次は、議第50号「奈良県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」、いわゆる民泊条例について、先日担当職員にもご説明いただいて、内容はよくわかりました。奈良市でも今度民泊条例をつくるということと、それ以外のところは、この奈良県の条例をもとにしていくという内容だったと思いますが、奈良県と奈良市の条例の差異はどのあたりにあるのでしょうか。

○中西ならの観光力向上課長 県と奈良市との民泊条例案の違いについてです。まず、今回上程させていただいている県の条例案ですけれども、民泊の規制と振興の両面をする住宅宿泊事業法の趣旨を踏まえた上で、この法律の第18条に基づいて、特に制限が必要な区域、期間における住宅宿泊事業の制限、住宅宿泊事業を適切に実施するための体制整備及び住宅宿泊事業者の公表の3つの対策を講じるものです。特に、区域及び期間の制限については、近隣区域における学校、保育所等の開校日等や、古都保存法上の歴史的風土保存地区並びに明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法、いわゆる明日香法上の歴史的風土保存地区における繁忙期の実績を制限対象として規定していますが、ただし、いわゆる家主が一緒に住んでいる家主居住型の場合や、住宅宿泊管理業務を適切に実施するための標準的な体制を整備している家主不在型については、住宅宿泊事業の制限の対象から除外しています。

それに対して、奈良市の条例案ですが、違いとしては、住宅専用地域における繁忙期の

平日の実施の制限と、奈良町都市景観形成区域における繁忙期の制限を加えようとしているところです。ただし、先ほど申した県と同じように、家主居住型や不在型ではあっても一定の標準的な体制を整備しているものについては、制限の対象から除外しているということで、県の条例案と奈良市の条例案とは、基本的には整合性はとれていると考えています。以上です。

○川田委員 それでは、奈良市では繁忙期には若干制限がかかるという点で、部分的な一致だと思うのですが、そのような解釈でよろしいですね。

昔から議論のテーマはほとんど変わっていないと思いますけれども、よく観光地やこのような民泊については、やはり受益圏と受苦圏というものに大きく分けられると思うのです。観光客がよく来てお店がもうかたり、いろいろ潤ったりなどもしますけれども、単に普通に生活している人にとっては、ただごみがふえただけ、非常に多くなっただけという苦が生じるということで、その受益圏と受苦圏の整合性をどのように考えて設計をしていくか、これは社会学の中でもよくありますけれども、今回の条例を制定する上で、そのあたりどのように考えているか、ご説明をお願いします。

○中西ならの観光力向上課長 今回の住宅宿泊事業というのは、いわゆる普通の家で、お金を取って人を泊めるという宿泊事業を営むことができるということで、いろいろ多様化する観光客のニーズに対応する新たな宿泊経済として、客室数が少ない本県にとって観光客の選択肢を広げるものとして評価しています。ただ一方で、地域の住民の方々にやはり迷惑をかけてはいけないということで、特に周辺的生活環境の悪化を防止することが大変必要であると考えていまして、今回この法律、また条例案においても、その点に十分配慮した形で進めさせていただいています。以上です。

○川田委員 具体的にどのように配慮されているのですか。

○中西ならの観光力向上課長 住宅の監督に当たって、届出などをしっかりしていただく中で、まず、先ほど申したように、家主居住型や不在型でも一定の管理がしっかりしているものには宿泊事業をしていただけますが、そうでないものには一定の制限をかけるということが一つですし、また、それぞれ適切に体制が整備されているかについても、しっかり届出などを確認させていただくということ、また、実際に事業をしてもらうに当たっては、プライバシーに配慮しながらではありますが、その届出の内容を公表して皆さんにも見ていただける、どこで何をやっているかがわかるような形で、地域の方にもしっかり情報を公開しながら進めていきたいと考えています。

○川田委員 受益する方はいいと思いますけれども、受苦圏、苦しみを受ける側に入ってくるほうへの配慮が、今の説明だとよくわからないのですけれども、例えば騒音の問題もそうではないですか。そのあたりはかなり厳しい規制になっているのですか。届出制ですから、家を貸すわけですが、整備していかなければならないとされているのはどの程度の整備なのか、そのあたりはいかがですか。

○中西ならの観光力向上課長 住宅宿泊事業を営む方の義務として、騒音の話などありますが、宿泊客の皆さんに、周辺の皆さんに迷惑をかけるようなことをしないように、しっかり説明する義務が課せられています。以上です。

○川田委員 いや、説明はされると思うのですけれども、それでは、受苦になることへの根底の説明にはならないのではないですか。我々は説明します、きちんと説明していますと言っても、実際にはうるさい、騒音がある、ごみを放っていかれたなど、いろいろな問題が出ると思うのです。そのあたりは、この民泊条例をつくる上で一番大事な部分だと思います。そこで、その部分の検討内容について、よくよくここで答弁に残していただきたいと思って聞いているわけで、何年かたって、いや、あのときそのような説明はしていなかったと言うのではなくて、やはり受苦圏に対する配慮は非常に重要ではないですか。その点いかがですか。

○中西ならの観光力向上課長 そのために、例えば家主と一緒に住んでいない場合は、住宅宿泊管理事業者という、国に登録された業者に委託をしなければいけないということで、何かあったときには、この業者に対してすぐに駆けつけてしっかりと対応させるということも、この法律の中で規定されていますので、家主がそこに住んでいない場合でも管理事業者がしっかり対応してくれるという制度設計になっています。以上です。

○川田委員 それでは、これには欠格条項などはないのですか。届出制で欠格条項が可能かどうかはわかりませんが、奈良県では、暴力団排除条例などもあるではないですか。この民泊条例にそのような観点はなくともいいのか、その点いかがですか。

○中西ならの観光力向上課長 住宅宿泊事業を営んではならない場合については、法律の中に定められています。例えば、当然今言われた暴力団員や、成年被後見人、破産手続の開始を受けて復権を得ない者、禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられてから3年を経過しない者など、欠格事由は住宅宿泊事業法の中で幾つか規定されています。

○川田委員 それでは、欠格事由に該当しないことの確認のために、照会の事務、調査の

権限など、手続をやっていく、その詳細についてもきちんと整備するという認識でよろしいですか。

○中西ならの観光力向上課長 手続としては基本的には、届出者ご本人に、欠格事由に該当しないという誓約をしていただく形になると考えています。

○川田委員 奈良市などでも誓約書は出してもらいます。ただ、誓約の内容について警察に照会するという文言などが、よく誓約書の文章に入っていますが、それをせずに誓約書を出してもらっただけならば、あまり意味はないと思いますが、それはいかがですか。

○中西ならの観光力向上課長 詳細の手続に関しては、まだ詰め切れてない部分があり、その点に関しては、今は誓約書を出していただくことで考えていますが、検討をしているところです。

○川田委員 わかりました。また聞きます。

次ですが、議第53号「包括外部監査契約の締結について」ということで、これは今度契約の相手方が変わるのですか。変わるのか、引き続きかはわかりませんが、包括外部監査契約の一定の効果というのがありますね。これも民主的統制の一つだと思うのですが、そのあたりはいかがですか。

○阿部財政課長 包括外部監査については、平成11年度から義務づけられています。この包括外部監査では毎年、各病院事業、競輪事業、下水道事業、水道事業などで、財務処理の比較的細かい部分についてのご指摘をいただいております、その年ごとに、ご指摘いただいた事項を改善していった状況ですので、そういった事務の見直しに当たって効果があるものだと認識しているところです。

○川田委員 わかりました。監査は非常に重要ですので、またよろしくお願いします。

○山本委員長 ほかの委員で質疑がある方があるかもしれませんが、川田委員には一旦置いてもらいます。ほかにある方はどうぞ。

○山村副委員長 それでは私からも、今先ほど聞かれていた議第50号「奈良県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」、いわゆる民泊条例についてお伺いします。奈良県でこの民泊条例案が出されてきたのは、国のほうで民泊業を新たに解禁をするということで、届出をすれば原則認めるという形のものでできていると思っています。これまでの旅館業法では、衛生や安全確保などの基準に基づく許可制ということで、住宅での宿泊業は認められてきませんでした。そのため、新たにこのようなものが解禁されるとなると、やはり安全確保の点でどうなのか、また宿泊者自身の安全、周辺住民への影響などについて

でも、慎重に考えていかなければならないのではないかと考えています。現実には、届出をしない違法な民泊というものが存在をしていて、奈良県内で言っても、特に奈良市に集中していますけれども、実際に、違法民泊によるさまざまな被害が住民の中で訴えられ、いろいろな不安も寄せられている状況があると思っています。

特に先日は、テレビやニュースでも大問題になっていましたけれども、民泊での殺人事件にまで至ったということで、覚せい剤取締法違反や女性への暴行などのゆゆしき事態も現実にはあるという状況ですので、やはり民泊というものが適切に運営されていくのかどうか、住民にとって不安はないのかということが関心事だと思っています。

奈良県の条例ですけれども、先ほど説明がありましたが、原則届出があれば認めるということで、期間や場所を区切るというような条文も一応ありますけれども、家主居住型や住宅宿泊管理業務を適切に実施していると認められるところは制限の対象外ということで、制限がないと言えるものではないかと思っています。

そこで私は、きちんとした住民との合意がなされるような規制が必要だと思っており、考えをお聞きしたいと思います。例えば住居専用地域のような部分で、近隣の住民の方々と民泊事業者との間でどのようなものをどのようにするのかについての合意、説明会を開いて、きちんとこのような合意を得て始めるという規制はないのかどうか、そのような規制をする考えはあるのかどうか。それから消防法に関して、火災などが起こったときの避難や消火活動の点で危険がないのかどうか、その点についての確認や指示がきちんとされるのかどうかということや、家主がいない場合について、そのような管理をする方が近くにいれば適切かつ迅速に対応できるようにと条例案には書かれていますが、その適切かつ迅速に対応できる範囲というのは、例えば距離や時間などでくくられ、きちんと規制がかかるのかどうか。あと、インターネットで適切な方法によって公表するとありますけれども、その内容は具体的にはどうなるのかなど、管理規制がどのようにされているのかについてお伺いします。

**○中西ならの観光力向上課長** まず最初に、住民の方への説明などのお話をいただきました。民泊を行うに当たって、地域住民の不安解消やトラブル防止を図ることは重要であると考えています。国のガイドラインにおいても、民泊を行うに当たっては周辺住民に対して事前説明を行うことが望ましいとされており、本県としても、これから指導、施行要領などを定めようと考えていますが、事前説明については推奨する予定にしています。

また、近隣住民が民泊の届出の有無等を確認できるようにと先ほど申しましたし、山村

副委員長もおっしゃいましたが、条例において、プライバシーに配慮した上での事業者の情報、例えば所在や緊急の場合の連絡先に関しては公開することを考えていまして、地域住民の不安解消やトラブル防止には努めていきたいと考えています。

消防に関しては、宿泊施設、旅館に対しては、消防法令適合通知書が発行されていますが、民泊においても、対象となる施設については、そのような消防の検査等を受けていただいた上で、民泊の登録をしていただくという形を考えたいと思っています。

また、駆けつけの距離については、国のガイドラインの中では、大体30分程度で駆けつけられるようにうたわれています。以上です。

**○山村副委員長** 公表については、所在地や連絡先ということですが、住民に対する説明責任、説明会を開いて合意を得るということで、それは必ず行わなくてはならないということと、合意が原則であるということ、きちんと盛り込んでいただきたいと思います。

それから、30分以内に駆けつけられるということですがけれども、例えば女性の性的被害であれば、30分もかかるのでは、とても大変なことだと思います。もし火災が起こったときでも、30分もかかって駆けつけられるのであれば間に合わないのではないかと、避難などの面で大変問題があると思うのですけれども、その点はやはり24時間常駐を原則にするなど、30分もかかるというようなことではなく、直ちに来られるようであればならないと私は思います。でなければ、やはり近隣の方々や、実際に民泊を利用される旅行者の方々の安全を守ることができないのではないかと、大変危惧をしていますので、その点を確認したいと思います。

またもう1点、現在違法民泊というものが横行していることについて、きちんと対処しないといけないと思うのですけれども、その点はどのように進めていくのかお伺いします。

**○中西ならの観光力向上課長** 駆けつけの問題については、例えば火事の起こったときに関しては、まずはやはり消防署に連絡をしていただくのが一番だと思います。管理者が駆けつけたところで、すぐに消せるわけではありませんので、例えば犯罪であれば、やはり警察などに連絡をしていただくことが、まずは一義的だと思いますし、それが現実的であろうと思っています。

また、取り締まりの話ですが、無届けで民泊を行っているところは、現在もそうですが、旅館業法の違反になります。無届けで旅館を営業しているのと一緒で、全く届出をせずにお金を取って人を泊めるというのは旅館業法違反です。住宅宿泊事業法はことしの6月15日に施行されますが、実は、これにあわせて旅館業法も改正され、県や保健所設置市に

無許可営業者への立ち入り権限が新たに設けられたり、罰則の強化も行われることになっています。こういうことも含めて、本県ではことしの4月より、旅館業法の所管をくらし創造部から観光局に移管をして、旅館業法と住宅宿泊事業法の所管を一本化した上で、奈良市をはじめ、市町村とも連携する実効的な指導監督体制を強化することにしていまして、しっかり対応させていただきたいと考えています。以上です。

**○山村副委員長** 警察や消防にすぐ連絡すればいいというのは、当然そうされると思いますけれども、外国の方が宿泊されている場合、外国人向けの民泊については、そのような対応が直ちにできるのか、大変危険だと思います。やはりその点は、もっと考えていかないといけないのではないかと申し上げたいと思います。

それから、違法なところに対する立ち入り、またはそのような調査については、実態をどのように把握していくかにかかると思うのですけれども、そのことについては、観光局に所管を移されると、今おっしゃったように思うのですけれども、この違法な民泊や旅館業法で違法と見られる場合に取締まる方は、環境衛生監視員になると思うのですけれども、そういう方が適切に当たることができるのか、その点の見通しはどうか。実際に、国全体でも違法民泊といわれる件数が相当数あると言われていて、厚生労働省の調査では旅館業法の許可を受けている民泊はわずか1.8%という大変な現状で、奈良県ではどうかということですが、インターネットで私も見ますけれども、ものすごい数の民泊が出てきますが、それらを全部チェックできる体制があるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

**○中西ならの観光力向上課長** 現在、大手の民泊のサイトに登録されている民泊の件数は、奈良県内で3百数十件です。そのうち奈良市を除く区域が100数十件ありますが、そのうちの半分くらいは旅館業法で許可を得られているところで、残り50件弱が違法であろうということが確認はされています。

先ほど、観光局に移管すると言いましたが、調査をするのは保健所です。保健所と一応連携しながら、その地域によって、今は50件くらいということで、今後もふえてくることもあるかと思いますが、当面は、今の体制でできると考えています。以上です。

**○山村副委員長** いろいろお答えいただきましたが、条例ができて、これに基づく規則や要綱という形にこれからなっていくのだろうと思いますけれども、そのような点で、本当に安全、環境を守るものになるように、私は求めておきたいと思います。

観光立県ということで、住んでよし、訪れてよしとうたわれているわけですから、住ん

でいる方も訪れる方にも安心安全であることが、どうしても不可欠であると思いますので、一路解禁という方向ではなく、厳しく規制すべきは規制していくものであってほしいと思っていますので、そのことを申し上げておきます。

次にお聞きしたいのは、議第22号「奈良県手数料条例及び奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例」に関してですけれども、この中にはすごいたくさん改正があり、特に警察関係の手数料の改正は相当たくさんありまして、中には安くなっているというか、手数料の金額を減額している部分もあります。金額が上がっている部分もあるのですけれども、これはどういうことでそのような状況になっているのかをお伺いします。

**○上土居警察本部会計課長** 警察手数料のうち高齢者講習の手数料については、政令で定める標準手数料額は、講習に必要な指導員の人件費や検査機器等の物件費等の実費に基づき積算されており、その政令に基づいて、各都道府県において条例により手数料が定められています。この高齢者講習の手数料額の増については、人件費単価等の増によるものです。以上です。

**○山村副委員長** 高齢者講習の手数料額のことは後で聞こうとされていて、今は全体のことを伺いたかったのですが、今のお答えでしたら、いずれにしても一緒だと思うのですが、かかる費用、物件や人件の費用が上がった場合に手数料額が上がると解したらいいということですね。

高齢者講習については、以前から多くの方から要望されていて、確かに、高齢者になると認知症の検査があったり、通常以上にいろいろな検査の手間がかかることはわかるのですけれども、非常に高い、何とか安くならないのかという要望をお聞きしています。にもかかわらず、今回見ましたら、シニア運転の場合は4,650円から5,100円に上がり、75歳以上の認知機能検査で記憶力・判断力が低くなっているなどと判定された方に至っては7,950円ということで、非常に高額になっています。高齢者にとっては非常に負担が大きいということで、何とかならないのかと思っているのですけれども、なかなか難しいということでしょうか。どうですか。

**○宮本交通部長** 確かに、山村副委員長がお述べのとおり、高齢者に関する講習費は他の講習費に比べて高く設定されています。しかし、受けられた方であればわかると思いますが、講習の内容も違います。我々のような高齢者ではない者が運転免許の更新に行く場合は、優良運転者講習、一般運転者講習、違反者講習、初めて更新する人は初回運転者講習等があるのですが、高齢者の場合は、特に75歳以上は認知機能検査の結果によって高度



化講習と普通の講習に分かれていまして、その講習内容も、教本や視聴覚教材を用いた指導、車の運転や運転適性検査機材による検査に基づく指導、認知機能検査の結果に基づく指導ということで、前回の総務警察委員会でもご説明したと思いますが、ドライブレコーダーを使って実車訓練もさせるということで、同じ運転免許更新の講習でも、高齢者の講習はしっかりとしたものです。その背景には高齢者が第一当事者となった事故がふえて、悲惨な事故も出ているという世の交通の実情に合わせて、昨年3月12日に道路交通法改正も行われたということで、しっかりとした講習になったことに伴って、費用もかかっていると認識しています。

また、この費用の関係ですが、そもそも政令で定める標準手数料額は、営利性を伴わない国家公安委員会が行う事務の必要経費として積算されていると聞いています。しかし、現実に誰が講習をしているのかというと、公安委員会もしていますが、ほとんど大多数が自動車学校等に委託をして講習をしていただいています。認知機能検査及び高齢者講習については、大変受講待ちが長いということで、先日も何か新聞に投稿がありまして、警視庁管内では5カ月待ち、奈良県でも平均5カ月待ちですが、これは全国的な状況です。私は現場にいるものとして、自動車学校等の意見を聞きますと、認知機能検査とか高齢者講習の受講待ちを解消しようにも、今の費用ではなかなか職員を新規に雇ったりするのは難しいという声も聞こえます。奈良県警察としてはそのような対応で済まされませんので、来年度から認知機能検査については県警察が全面実施をしようという計画を立てて、今施設と人員の準備をしているのが現状です。

○山村副委員長 丁寧なご説明ありがとうございました。

高齢者は特に安全運転に留意しなければならないということで、非常に手間も時間もかけた講習をされていることはよくわかりましたし、民間委託ではなく、県警察がみずから実施ができるようにして、不便のないようにしていきたいということもよく理解できました。その点は必要なことだと私も思っていますので、そのことについて異議はないのですが、ただ高齢で、75歳を過ぎても車に乗らないといけない環境にある方は、どうしてもおられます。経済的にも本当に厳しいけれども、運転免許がなかったら生活できないという方も本当にいらっしゃるということで、そのような痛切な声も聞いていますので、一律に手数料を下げることは無理かもしれませんが、例えばそのような場合には、何か減免というようなことも今後は必要ではないかと思っていますので、ご意見だけ申し上げて質疑を終わります。

○山本委員長 付託案件について、ほかにないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかになければ、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について各会派の意見を求めます。ご発言を願います。

○荻田委員 当委員会に付託を受けましたそれぞれの議案について賛成をいたします。

○亀田委員 付託された全ての議案について、自由民主党としては賛成とさせていただきます。

○松本委員 自民党絆は当委員会に付託をされました議案について全て賛成させていただきます。

○大国委員 公明党ですけれども、当委員会に付託されております全議案について賛成させていただきます。

○森山委員 民進党としまして、今回付託された議案について全て賛成をいたします。

○川田委員 日本維新の会としても、全部賛成でお願いします。

○山村副委員長 日本共産党の意見を述べます。議第20号「知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」ですけれども、これは先ほども説明ありましたが、平成15年度からずっと一般職の職員も含めて減額がされており、このようなことは一刻も早くやめるべきであると思いますので、反対をいたします。

それから次に、議第22号「奈良県手数料条例及び奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例」ですけれども、住民負担増になる点が多々ありますので、この点については反対したいと思います。

それから、議第24号「奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」、議第25号「奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」、この両方ですけれども、これはマイナンバー制度を利用して業務拡大する中身となっています。マイナンバー制度については、国民的にもカードを取得する点では大変おくれており、実際にも進んでいない状況がありますし、マイナンバーの活用については、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティーの観点からの問題も指摘されています。そのような点で、さらに利用拡大を図ることについては反対したいと思います。

それから、議第50号「奈良県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」ですけれども、奈良県の場合、民泊を原則認めるということになってはいますが、規制すべきは規

制をしていくべきだと思いますので、反対をしたいと思います。

もう一つ、議第117号「(仮称) 奈良県国際芸術家村建設用地の取得の変更について」は、変更の中身そのものについて疑義があるわけではありませんけれども、用地取得をすること自体について、以前から反対していますので、反対いたします。

○山本委員長 ただいまより付託を受けました各議案について、採決をいたします。

まず、平成30年度議案、議第20号、議第22号中、当委員会所管分、議第24号、議第25号及び議第50号並びに平成29年度議案、議第117号については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決をいたします。

平成30年度議案、議第20号、議第22号中、当委員会所管分、議第24号、議第25号及び議第50号並びに平成29年度議案、議第117号について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。よって、平成30年度議案、議第20号、議第22号中、当委員会所管分、議第24号、議第25号及び議第50号並びに平成29年度議案、議第117号は、原案どおり可決することにいたしました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。

平成30年度議案、議第17号中、当委員会所管分、議第18号、議第23号、議第47号及び議第53号から議第55号並びに平成29年度議案、議第103号から議第105号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、平成30年度議案、議第17号中、当委員会所管分、議第18号、議第23号、議第47号及び議第53号から議第55号並びに平成29年度議案、議第103号から議第105号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

平成29年度議案、報第33号中、当委員会所管分については、理事者より詳細な報告

を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、本定例会に提出されました陳情は、当委員会所管事項に関するものですので、陳情の写しを参考に配付しております。ご了承願います。

次に、その他の案件に入りますが、報告案件も多数あります。また、その他の案件の質問もあるように思いますので、しばらく休憩をいたします。

14:37分 休憩

14:52分 再開

**○山本委員長** それでは休憩を解きまして、その他の事項に入ります。

危機管理監から「奈良県地域防災計画」の修正に関するパブリックコメント結果について、地域振興部長から（仮称）奈良県国際芸術家村の取組について、ほか3件、地域振興部理事から「第32回国民文化祭なら2017」「第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会」開催概要について、観光局理事から奈良大立山まつりについての報告を行いたいと申し出がありましたので、順にご報告願います。

なお、理事者の皆様におかれましては、着席にてご報告願います。

**○中危機管理監** それでは、私のほうから、地域防災計画の修正に関するパブリックコメント結果について報告をさせていただきます。山本委員長から、着席にて説明報告とのご配慮をいただきましたので、着席して説明をさせていただきます。

昨年12月13日に当委員会にご報告をさせていただいた後、12月27日から本年1月22日までパブリックコメントを行って、8件のご意見をいただいたところです。平成29年度2月議会総務警察委員会資料の資料1「「奈良県地域防災計画」の修正に関するパブリックコメント結果」の1ページでは、いただいたご意見に対する県の考え方もあわせて、地域防災計画の修正に関するパブリックコメント結果として整理をさせていただきました。

具体的に申し上げますと、まず口腔ケア関連物品の備蓄に関するご意見が3件あり、災害時の避難所生活において誤嚥性肺炎や風邪、インフルエンザ等を防ぐために口腔ケアが重要であることから、口腔ケア用品については主に流通備蓄で対応すること、また各個人でも備蓄していただくよう広く広報する旨で修正をしています。

次は4件目、地震保険への加入に関するご意見であり、一般の火災保険では地震等による損害は免責となっていますが、被災者が生活再建する上で地震保険は重要なものである

ことから、地震保険への加入を促進する旨で修正をしています。

次は5件目、若年層の消防団への入団促進についてのご意見であり、地域の安全安心を守るためには消防団を中心とした地域防災力の充実、強化が必要であると認識していただき、これまでも学生など若年層の入団促進のための啓発などの取り組みを進めていることから、特段の修正はしていません。

次は6件目、避難所の運営に関するご意見であり、避難所の運営は避難者による自主運営が望ましいことを明確化するとともに、よりわかりやすい内容になるように修正をしています。

次に7件目、奈良防災プラットフォーム連絡会に関するご意見であり、既に設置されている同連絡会との協働連携を一層強化する趣旨で修正をしています。

最後の8件目、受援マニュアルの充実に関するご意見ですが、県において作成済みのマニュアルを踏まえ、市町村へのマニュアル作成支援を行うとともに、実働的な訓練や研修により実効性を高めることとしており、災害時の迅速な受援体制が整えられるよう努めることとしていることから、計画は修正していません。

なお、資料1の2ページでは、今申した修正内容について、計画の修正項目としてそれぞれ赤文字で追記させていただいています。このパブリックコメントによる修正については、現在防災会議の委員にも諮っているところで、その承認を得て、奈良県地域防災計画の修正を完了することとしています。以上で私からの報告は終わります。

**○村田地域振興部長** それでは、地域振興部関係の報告を4件させていただきます。山本委員長よりご配慮いただいておりますので、以下着座にて説明させていただきます。

まず、資料2「(仮称)奈良県国際芸術家村の取組について」の1ページですが、先月9日に開催した県の附属機関で学識経験者からなる検討委員会において、国際芸術家村の運営形態などについてご了承をいただいたところです。その際、委員からは、運営に関しては、組織的にノウハウを獲得、継承していく工夫が必要といったご意見、統括責任者は各分野を知っていて、直接関与できかつマネジメント能力のある人物が必要といったご意見などをいただき、またソフト面等の展開に関しては、天理市の芸術家村を核としたエリアづくりだけではなく、県内全域での展開についての検討が必要といったご意見や、ソフト事業を詰めていく段階で、奈良県国際芸術家村という名称についても再整理していくことが必要というご意見をいただいたところです。今後は、次回の検討委員会に向けて、運営面などについてさらに検討を深めていきたいと思っております。

それでは、先月9日の検討委員会でご説明した事項について、当日使わせていただいた資料に基づきご報告します。

まず、この国際芸術家村の運営形態を検討するため、県内の関係者による企画協議会を昨年11月に開催したほか、類似施設を運営する民間事業者等とも意見交換を行った結果が、資料2の2ページです。企画協議会でのご意見としては、ホールやセミナー室などで文化芸術の取り組みを行う施設運営については県の関与が必要といったご意見、また民間事業者等との意見交換では、新規施設は集客が読めずリスクも大きい、体験プログラムの部分は指定管理よりも個別発注としたほうがよいといったご意見をいただいたところです。これらのご意見など踏まえて、県の政策実現など、総合的に比較検討を行った結果、運営形態については、複数の事業者が全体を運営し、文化芸術などの取り組みのみ県が個別発注する形が望ましいと考えています。

この運営形態案の内容については次の3ページですが、統括責任者というものを中心に、県や天理市、指定管理者を含む民間事業者、地元団体などが連携、協力して全体を運営し、文化芸術分野など専門性が高い分野については、別途アドバイザーを配置して運営をサポートする体制を整えてはどうかと考えています。そして、各施設で民間の工夫やノウハウを活用できる部分については指定管理者に委ねて、文化芸術の体験学習などのソフト部分については、県が政策的な観点や来訪者のニーズなどを踏まえて実施をして、このソフト部分は民間事業者も実施可能ですが、将来的には、実施主体となり得る民間団体等が主体となって行う地域に根差した取り組みに、段階的に移行することも検討していきたいと考えています。

次の4ページは、国際芸術家村が、文化振興大綱の趣旨である「歴史と芸術が息づく心豊かな文化の都・奈良県」の総合拠点として、目指すべき文化芸術振興の方向性を再整理したものですので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

次の5ページは文化財修復・展示棟についてで、来訪者が広く発見、関心、共感を抱く契機とするため、芸術家村の文化芸術における目的、理念などのメッセージを発信することで、各施設やさまざまな分野などにつないでいく施設として考えています。1階では、メッセージを伝えるために、エントランスで体験エリアや情報コーナーを設けるほか、文化財修復の世界を伝えるために、1階と地下1階の作業室や工房などで公開、解説を行い、地下1階の展示室では、本県の多様な文化資源の魅力を発信する企画展示などを行いたいと考えています。

続いて6ページは、この文化財修復展示の公開、解説についてさらに詳しく述べたものですが、保存技術などを守り伝える人々の存在や修復技術などの修復の世界を学び、本物に触れる機会を来訪者に提供したいと考えており、県や天理市が行う歴史建造物の修復や考古の遺物整理については常時公開を行い、また、特別公開エリアとして、誘致先団体等の意見も踏まえて、公開の日時等の設定や申込制などの方法も検討したいと考えています。

続いて7ページは、文化財修復・展示棟の展示室についてのご説明ですが、美術工芸や建造物などの文化財に加えて、工芸、食文化、農村文化、現代アートなど、さまざまな文化資源の魅力を企画、発信したいと考えており、展示室の活用例や企画展の例を記載したものです。

続いて8ページは、屋外体験ゾーンの基本設計案をお示ししたのですが、子どもや家族連れなどが憩い、楽しむことができる空間として、平成28年度に策定した基本計画に基づき、計画区域の東側の丘陵地において、屋外アートの展示空間、展望台、散策路、郷土教育等にも活用することができる活動交流スペースなどを導入したいと考えています。

続いて9ページですが、今後のスケジュール、進め方についてで、文化芸術の拠点づくりを進めるに当たり、各施設の分野ごとに活動のあり方やプログラム案等を作成するため、来年度は関係者による検討を行って、その具体化を図っていきたいと考えており、平成31年度以降は試行イベントなどを通じて、担い手となる協働者等を広く集めて取り組みの充実を図りたいと考えています。

10ページはハード面の整備スケジュール案ですが、平成32年度、2020年度中の完成を目指して、来年度は建築工事に着手し、そして指定管理事業者の公募条件などの検討を予定しているところです。整備事業費については、建築設計を踏まえて建物の遮水対策などが新たに必要になってきたことから、99億5,000万円程度ということで、基本計画の際の約95億円から増加をしています。財源は、国の地方創生拠点整備交付金等を最大限活用したいと考えています。

なお、最後の11ページには、建築設計を反映した全体のイメージパースを掲載いたしました。国際芸術家村の取組についてのご報告は以上です。

続いて、資料3「県域水道一体化について」のご説明に移ります。

本県の水道事業が抱える課題として、水事業の減少、施設老朽化等による投資費用の増大、人材不足などがありますが、これらに対応するため、現在平成23年度に策定をした県域水道ビジョンに基づき、水道事業の基盤強化に取り組んでいるところです。市町村の

浄水場を廃止して、県域水道へ水源転換することをはじめ、磯城郡3町による水源統合、上牧町、王寺町、河合町の施設共同化の合意形成など、地域単位での広域化の進展、また県域水道が主体となった簡易水道の技術支援の実施など、これまで着実に取り組み効果があらわれてきていると考えています。これらの取り組みをさらに進化させるため、県の構造として、県域水道一体化の目指す姿と方向性というものを、昨年奈良県市町村長サミットで提示をしたところです。目指す姿としては、上水道事業を行う県域水道エリアと五條吉野エリアを一体化し、簡易水道エリアについては広域的な支援体制として受け皿組織を構築しようというものです。

上水道の一体化の具体的な方向性として、まず最初に、組織体制は県営水道と上水道実施の28市町村による経営統合を目指したいと考えており、水源浄水場については、将来の水需要を踏まえると、県営水道エリアの浄水場は、県営水道と奈良市の3つの浄水場に集約が可能と試算をしており、また、五條吉野エリアでは、エリア内での浄水場の統廃合を検討できると考えています。送配水施設についても、県及び市町村の垣根を越えて、地形や配水系統を考慮した上で配水池を統廃合し、管路についても更新時にダウンサイジングを検討し、管理運営については、管理拠点5カ所に集約して、各種システムの共同化を実施したいと思えます。

次に、水質の管理については、今は、県内の公的検査機関が奈良県の水道局、奈良市の水道局、奈良広域水質検査センター組合の3機関ありますが、これらの3機関を統合したいと考えています。県域水道一体化構想の提示後、現在まで市町村への説明や課題等について意見交換を行っているところで、来年度からは、県域水道一体化検討会を立ち上げて、県と市町村及び関係団体が共同で、おおむね2年を目途に検討協議を行っていきたいと考えています。

今後のスケジュールとしては、来年度に県域水道一体化の内容を盛り込んだ新たな県域水道ビジョンを策定し、最終的には平成38年度の経営統合を目指して、平成31年度に県域水道一体化に係る協議会を設置し、平成32年度には覚書を締結することを目標に、取り組みを進めていきたいと考えています。県域水道一体化についてのご報告は以上です。

続いて、資料4「私立高等学校等授業料軽減補助制度について」のご報告です。平成28年12月定例会において、高等学校等の無償化に関する請願書が採択されたこともあり、その対応についてこれまで検討を進めてきましたが、検討結果についてご報告します。なお、この間、国においても新たな動きがあったことから、これを踏まえ、検討に際しては、



昨年12月8日に閣議決定された新しい経済政策パッケージに基づいて検討させていただきました。このため、平成31年度以降について、今後国の就学支援金制度の詳細が判明した時点で、見直しがあり得るということをもとに申し上げたいと思います。

具体的な内容ですけれども、まず基本的な方針として、この制度は、中学校卒業後、進学を選択する際、私立の高等学校等しか選択肢がない場合において、ご家庭の経済事情のため進学を諦めることのないよう、すなわち低所得者層の就学支援という考え方で設計をしており、全世帯一律の支援とするのではなく、所得階層により補助水準を段階的に通減させることとしています。また、現在は授業料のみを補助の対象としていますけれども、ご家庭が名目のいかににかかわらず学費として負担されている施設整備費等も、新たな国の就学支援金制度が開始された時点で、補助の対象に追加をしたいと考えています。

これらの基本的な方針を踏まえ、国の高等学校等就学支援金と合わせた補助の上限は、国の制度の完成が想定される平成32年度に、県内の私立学校の授業料と施設整備費等の加重平均である56万円とするように、資料に載せさせていただいた概略図のとおり、段階的に充実をさせていきたいと考えています。平成30年度は、授業料の加重平均である42万円を補助の上限という形で、今年度よりも上乗せをしたいと思っています。

また、この新しい制度は平成30年度入学生から適用して、平成32年度の完成を想定しており、県外の学校へ通っている生徒への支援は、国制度の拡充が図られた時点で、現行の水準を上回ることから、廃止を考えているところです。本件については以上です。

続いて、資料5「奈良県版就学前教育プログラムについて」のご説明です。

まず、このプログラムの策定の経緯ですが、資料5の1ページ、国において幼稚園教育要領の改訂がなされ、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿として、新たに健康な心と体を含めた10項目が指定されましたが、目指すべきものは指定されたものの、子どもの指導を行う際の具体的な実践手法までは示されませんでした。一方、本県における課題として、本県の子どもは学習意欲、規範意識、自尊感情、体力の数値が全国平均より低いというデータが示されており、いわゆる非認知的能力の向上のためには、小・中学生に対する取り組みだけではなく、就学前における教育の充実が必要との認識を持ったところです。このことを踏まえて、平成28年3月に策定をした奈良県教育振興大綱において、効果的な手法を検討の上、就学前教育プログラムとして実施することを明記しており、これまで策定を進めてきたところです。

2ページですが、このプログラムの体系については、小学校入学後に学習意欲の向上な

どが図られるよう、本県の幼児期に育てたい力について、「学びの芽生え」というものをテーマにして「健康な体をつくる」などの4項目に整理しました。そして、プログラムの構成は大きく3つの項目としており、1つ目の教育・保育に関する項目においては、幼稚園の現場で実施をされている効果的と考えられる取り組み、特徴のある取り組みや海外の事例を参考にして、県内の幼稚園、保育園で実践した結果、効果的と考えられる取り組みを選定した上で、子どもに対する声かけ等の援助に主眼を置いたプログラムとさせていただいています。2つ目の幼小接続に関する事項においては、県内の市町村で現在実際に取り組んでいるカリキュラムを、それから3つ目の教員に対する研修では、幼稚園で現在実際に取り組んでいる研修の中から、効果的、特徴的な取り組みを、それぞれ取り組みの内容としています。

3ページ以降では、プログラムの一例をご紹介します。3ページでは、生活をつくる力を育むのに効果的と考えられる取り組みとして、野菜嫌いの子どもが少しずつでも野菜を食べられるようになっていくための保育者からの働きかけについての取り組みについて、それから、学びに向かう力の芽生えに効果的と考えられる取り組みとして、海外事例を参考とした色水遊びを楽しんでいる子どもが遊びをさらに楽しく発展させるような、これも保育者からの働きかけについての取り組みについて、それぞれ示しているところです。

続く4ページでは、幼小接続の取り組みとして、本県の場合、市街地から山間までさまざまな地域特性があるということも考慮して、大和郡山市など5市町が実施している接続期のカリキュラムを取り上げ、教育の資質向上のための取り組みとしては、一例として、子どもの一人ひとりに焦点を当てて、複数の教員で見立てを行い、話し合うマインドマップづくりという方法を取り上げています。なお、今はかいつまんで事例を挙げましたが、プログラムの本体については、資料5の後ろに添付していますので、後ほどまたご参照ください。私からの説明は以上です。

**○石井地域振興部理事** それでは、「第32回国民文化祭・なら2017」と「第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会」の開催と結果概要について、ご報告をさせていただきます。山本委員長のご配慮賜りましたので、着席にて失礼します。

資料6ですが、昨年9月1日から11月30日までの3カ月間、計91日間にわたり全国で初めて一体的に開催しました。県民の皆様はもとより、県議会議員の皆様、市町村の職員の皆様のご参加、ご助力を得て、無事閉幕を迎えることができました。ありがとうございました。資料6の1枚目では、主な事業の実施内容と参加者数について、大きな事業

単位に整理をして記載をさせていただきました。

次の2枚目ですが、参加者の状況としては、全体で808事業を展開して、142万4,000人もの皆様方にご参加をいただきました。来場者アンケートの主な結果については、主催した100事業のご来場者から合計5,832件の回答を得ることができ、文化芸術とのふれあい、それから作品から受けた感銘などとともに、障害の有無にかかわらず楽しむことの重要性の認識といった感想や、今後の地域文化の向上、発展について必要なこととして、障害の有無にかかわらず楽しむことのできる文化イベントの開催を挙げる方が相当程度おられました。これらのことにより、参加者の皆様方に、一体開催の趣旨や理念といったものを一定ご理解していただくことができたのではないかと考えています。

そこで、今後の取り組みとして、従来、担当部局が別で、時期等も別々に開催してきた奈良県大芸術祭と奈良県障害者大芸術祭について、次年度以降は一体開催することとして、国文祭・障文祭で培った成果を受け継ぎ、発展させていきたいと考えています。以上です。

**○中西観光局理事** 私からは、平成29年度奈良大立山まつり実施概要について、資料7でご報告します。山本委員長からのご配慮により、着座で報告をさせていただきます。

今回の奈良大立山まつりは、平成30年1月26日から1月28日、金土日曜日の3日間で開催をさせていただき、県内の伝統行事の披露も新規6団体を含め27団体、そして定番の大立山の巡行、「あったかもんグランプリ」等々のほかに、全市町村による地域ならではのグルメ、特産品販売もしていただき、「こども縁日」「こども広場」「ロードトレイン」などの出し物もふやしたことにより、非常に好評な形で終わったと思っています。

ただ中身としては、非常に寒く、特に金曜日には雪も降って、来場者数も金曜日は1,816人、そして残念なことに、出演者の方の中に低体温症になられる方が出まして、来ていただくお客様への配慮は大分させていただいたつもりでしたが、今後は、出演者の方への配慮もさらなる注意が必要だということで、反省をしているところです。

なお、来場者数については、27日の土曜日は1万5,936人、28日の日曜日は6,700人ということで、合計は2万4,452人。ホップ・ステップ・ジャンプと申したことについて、そのジャンプがどこかというのはあるかとは思いますが、なかなかジャンプしたとは言いにくい状況ですが、ただ、お客様の満足度という部分では、お年寄りの方から小さなお子さん、そして外国人の方も非常に目についたということで、一応イベントとしては一定の形ができたという思いは持っています。ただ、来場者数等々については、今後またしっかり検討していく必要があるかと思っています。

資料7の2ページ目ですが、「あったかもんグランプリ」について、ことしは上北山村の「かみきた炙りあまご入り栃餅雑煮」が優勝されたわけですが、担当部局としてうれしいのは、ほかの市町村も含めて、道の駅等で商品化して販売するというをおっしゃる市町村が複数出てこられましたので、今後こういうふうにおらがまちの自慢の逸品をということで、どんどん広めていっていただけたらありがたいと思っています。また、「こども縁日」「こども広場」「ロードトレイン」ですが、今までご指摘いただいていた地域の、特に近所の方々が余り知らなかったという部分を含めて、しっかり自治会等を回ったこともあって、家族連れでたくさん来ていただいて、遊べるものもたくさんあったということでしたし、また、「ロードトレイン」は実際は車ですが、イルミネーションが非常にかわいいということで、大人の男女の方にもたくさん乗っていただけたということで、この辺もしっかりと次につなげていきたいと思っています。

資料の最後は、そのときに配らせていただいたパンフレット、チラシですので、また見ていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

**○山本委員長** それでは、ただいまの報告、またその他の事項も含めまして質問があれば、ご発言願います。

**○川田委員** まず、国際芸術家村の取り組みについての今の報告についてお聞きします。

14時から15時20分まで検討委員会が開催されたとのことですが、これだけたくさんの検討事項があって、たった1時間20分で検討できたのですか。今聞いていて非常に不思議に感じたのですけれども、その点いかがですか。

**○大山国際芸術家村整備推進室長** 当日は、ただいまご紹介させていただいた資料のご説明と意見の交換という形で、14時から15時20分まで時間をいただいたところです。

**○山本委員長** 1時間20分で検討できたかどうかは川田委員の質問ですが、それでできたということですか。

**○大山国際芸術家村整備推進室長** 当日は、1時間20分で、資料の説明及び議題に関する議論をしていただいたところです。

**○川田委員** なぜこの検討委員会を東京でやっているのかと、住民の方からもよく言われます。県民の皆さんで東京まで行かれる方はほとんどいらっしゃらない、ゼロだと思えます。公開していると言われても、このように行けない場所でやられたのでは、県民からはやはり見えませんので、ぜひともこれは奈良県で開催していただきたい。委員の先生はお忙しい方だとは思いますが、別に現在の委員に固定する必要はないと思うのです。担当職

員にはいつも言っているのですけれども、やはり奈良県の文化、特に飛鳥時代の文化は本当に素晴らしいものがありますから、そういった方面に詳しい方に入っていただいたほうがいいですね。もともとの目的やコンセプトは、集客も若干あるかもしれませんが、先ほどご説明いただいた文化財修復や人材育成などが中心で、そのために、ばらばらになっているいろいろなものを、ここで集約してやっていくということだったと思うのですけれども、何かだんだん趣旨が変わってきているような感じがするのです。人集めの何とかパークのようなものをつくるように見えてきてならないのです。もちろんやってみないとわからないところもありますけれども、私の個人的な意見ですが、奈良県のこの飛鳥時代の文化をここで継承していただくためにも、やはりもう一回原点に戻って、本質論が主でなければだめなのではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

**○大山国際芸術家村整備推進室長** 奈良県国際芸術家村は、文化財の修復技術の拠点であり、それに基づく人材育成等々を中核として、さらに文化芸術の振興の拠点という形で位置づけているところです。さらに、観光振興、産業振興等、農村振興といった複合的な機能も持たせて、地域振興にも役立てようという大変複合的な形で整備しているものです。検討委員会に集まっていた委員についても、その点の幅広い分野の専門の方々及び広い知見を持つ方々であり、その委員の先生方から意見をいただいて、今まで進んできたものです。委員の先生方のご意見も踏まえて、平成30年度は、内容についてもさらに議論を深めていき、内部でも検討していくということで、さらに進めていきたいと考えています。以上です。

**○村田地域振興部長** 私の先ほどの説明で割愛が多かったため、もしかすると違った印象を与えてしまったかもしれませんので、改めて資料2「(仮称)奈良県国際芸術家村の取組について」を補足説明させていただきます。

4ページにおいて、(仮称)奈良県国際芸術家村の目的について、そもそもの文化振興大綱から再整理させていただいており、特に、本県の強みを生かして文化芸術の総合拠点としてここでさまざまな活動を行っていくことで、地域の人々、来訪者の方々に文化芸術やその担い手の活動への「発見・関心・共感」を抱いていただき、その結果として、担い手による「活動・創造・発信」と、地域の子ども・若者、来訪者からの「発見・関心・共感」が繰り返されることで、いい方向に向かっていくということを書いています。要は、当然担い手を守ることが主であり、いろいろな方に見ていただいて、この担い手を守ることが非常に大事だということについて共感を持ってもらうという、プラスのスパイ

ラルの方向に持っていくことを一番の目的としていますので、その意味では川田委員と考える方向性は異なってはいないものと考えています。

○川田委員 そういったあたりはいいと思うのですけれども、何かずれてきている気がするのです。この年間維持経費はどれくらいかかるのですか。

○大山国際芸術家村整備推進室長 維持経費その他については、平成30年度に指定管理の公募の要件の詳細を詰めていきますので、その際に、収支計画も含めて検討を深めていきたいと考えています。

○山本委員長 まだ算出できていないということですか。

○大山国際芸術家村整備推進室長 はい、そうです。

○川田委員 おおよその概算というのは、どれくらいの見通しを立てているのですか。細かいものはまだ出ていないと思うのですけれども、おおよそどれくらいかのめどを立てないと、このようなものは進められるわけがないではないですか。最初の段階で、ある程度のめどは大体予想しているのではないのですか。その点をお聞かせください。

○大山国際芸術家村整備推進室長 申しわけありません。今私の手元に資料がありませんし、そもそも年間の数字という形では用意していません。

○川田委員 今聞いて驚いているのですけれども、数字はあるけれども、今手元に資料を持ってきていないのか、それとも、そのような試算すら何も考えずに今まで進めてきたのか、これはどちらですか。

○山本委員長 そもそも数字がないとは言わないでください。

○大山国際芸術家村整備推進室長 済みません。

○川田委員 何もそのように緊張しなくても結構ですので、試算してまた教えてください。

○村田地域振興部長 資料はないという状況です。試算をしていないのかということですが、例えば文化財修復棟については、県の文化財保存事務所が移転をするわけですから、これまである予算でやっていくわけで、それはわかっている話です。一方で、それ以外のソフト事業については、先ほどご報告したとおり、来年度ワーキング等をやりながら、実際に中身を詰めていくという形になりますので、これらソフト事業も含めて大体幾らかかるかということになります。それから、ようやく今、ハードの実施設計が上がってきた段階ですので、実際にハードで幾らくらいかかるかについても、今後わかってくるという形です。そのため、これら全体を来年度きっちり詰めて、ご報告させていただくことになりうかと思えます。

○川田委員 いや、これは今回の予算案にも入っていますよね。予算審議は予算審査特別委員会でやりますけれども、予算案に入っているのならば、維持経費は大体幾らくらいかかるのかなどを決めないと、全くわからないままで、後で数字が出てきてふたをあけたら驚いたというのでは、もし建ててしまった後ならば、後戻りができないではないですか。村田地域振興部長が今おっしゃったように、既存施設の移転だから今までの予算が使える部分と、プラスアルファで要る分とがあって、今は、このプラスアルファの分が幾らかということを質問したわけです。これは予算審議で必要不可欠な、非常に重要な事項だと思っています。本日の時点ではすぐ出てこないと思いますが、できれば予算審査特別委員会までに、維持経費がどれくらいかかるのか、そのうちプラスアルファの分について、細かい差異が後で出てくることは当然あるとして、最低でも、そのおおよその試算くらいはできるのではないですか。それはお願いしておきたいのですけれども、いかがですか。

○村田地域振興部長 先ほど申したとおり、今まさに実施設計が上がった段階で、維持管理経費はこれから積算をさせていただくこととなりますので、来週の予算審査特別委員会に間に合うだろうかというのが本音のところですよ。

それから、ソフト事業についても、プラスアルファというのがどれくらいできるかというのは、ワーキングでどういったことをするかという内容を詰めた上で、当然県の予算全体との関係もありますから、財政当局とも相談をしながら、費用はどれくらいが適切かを判断していきたいですので、直ちにその点をお示しするのは難しいと考えています。

○川田委員 順序がよくわからないのですけれども。単年度で何かをつくって、はい、終わりであればいいですよ。起債を組んでも、大体10年で償還が済むというのであればわかるのですけれども、運営維持経費というのは、ずっと続いていく経常経費的なものではないですか。それをわからない、答弁しないというのは、ないのではないですか。もう建物を建てるのでしょうか。どのようなものでも、普通建てる段階で、そういった試算は必ず出しているのではないですか。きっちりまではいかないと思いますが、財政当局との調整も要るのは当たり前の話で、ヒアリングもあるでしょうけれども、おおよそ大体のかかる額の見通しについては、建物の予算案を提出しているのですから、やはり説明義務があるのではないですか。維持経費はわからない、まだだ、将来考えるというのは、あり得ないと思うのですけれども、いかがですか。

○村田地域振興部長 川田委員のご心配はもっともだと思っています。できるだけ早急にお示しをできるように努力したいと考えていますし、さらに、コストをできる限り圧縮で

きるように、そのために運営体制も指定管理というところまで至ったわけですから、それを踏まえてしっかりコストを圧縮できるように、精いっぱい頑張って作業させていただきたいと思います。

**○川田委員** 運営体制が指定管理によることと、維持経費計算と何の関係があるのですか。運営体制は指定管理というのは、今はファシリティーの関係でも指定管理はたくさんやっているから、それはいいではないですか。けれども、今の年間経費の話と指定管理の話とは、別の話だと思います。指定管理は手法であって、全然関係ない話ではないですか。年間経費がおおよそ大体どれくらいかを聞いているわけですから、そこはそのような説明をされたら、また違った観点になってくるのではないかと、ふと思いましたので。まあ別にこだわっているところではないですけれども、こちらが知りたいのは、年間の維持経費について、プラスアルファのものが大体どれくらい要るのかということです。一般家庭であれば、家を建てたら年間200万円や300万円の維持経費がかかるのならば、絶対にそのような家は建てないですから、建てるときには確認するでしょう。当たり前の話だと思うのですが、いかがですか。

**○村田地域振興部長** 先ほどお答えしたとおりで、早急に経費試算をしていく必要があるとは捉えているところです。

**○川田委員** それでは、その話は早急に示すよう、お願いをしておきます。

それから、これは予算審査特別委員会でもお聞きしますけれども、先日ご説明を受けたときに、工事費に4億5,000万円くらいを追加する補正予算案が出てくるように聞きました。これはなぜですか。地盤が水を含んでいて弱いから、その対策に4億5,000万円かかるとの説明でしたが、土地の鑑定評価書も全部見ましたが、よく考えると、水辺にあるということは最初からわかっていることであって、最初の試算段階で、ボーリング調査というか地盤の計算式も入れていなかったということですか。それだけではないのかもしれないですけれども、池の横にある土地ですから、それは最初からわかっている話ではないですか。山を削って造成するところならば、それもわかりますけれども、そのような懸念で、またなぜ4億5,000万円の追加支出が生じるのですか。これは県民の税金です。これでは、予算審議のたびに、また新たなものがどんどん出てくるのではないかと心配になるではないですか。最初に、これだけの金額で事業をすると決めているのならば、それですればいいのではないですか。それをなぜまた4億5,000万円もふやそうというのか。4億5,000万円の予算があれば、法務省や警察関係でたくさん必要にな



る、いろいろな住民安全対策に使えます。質問の通告もしていませんので、きょうはまだ資料を用意していないかもしれませんが、予算審査特別委員会では、そのあたりを十分にご説明いただけるように、村田地域振興部長にお願いしたいのですが、大丈夫ですね。

○村田地域振興部長 しっかりご説明させていただきたいと思います。そもそも基本計画時の金額と、実施設計が終わった後の金額というのは、当然変わり得るものだと思っており、その辺の内容についても、きちんと予算審査特別委員会でご説明したいと思います。

○川田委員 基本設計と実施設計では違うのはわかっていますけれども、最初から想定できた範囲内のものを想定していなかったように、説明を受けて思いましたので、その点の説明をよろしくをお願いします。

次に、高校無償化についてお聞きします。前から言っているように、大阪府と同等の高校無償化について請願を議会で議決しているわけです。予算の都合があるので、もう少し待つて欲しい、国の制度が出てきたので、それにも合わせていきたいなど、いろいろな説明を受けてきました。けれども、我々議員が実際に請願しているのは、幾ら計上するということなどではなく、保護者の負担側に立って、行政側の反対側から見た感じで、年収が幾ら以上ならば幾らの負担をしなければならないのかという問題だということを、この総務警察委員会でもご説明してきました。ところが、現状は請願と大きくかけ離れているのではないですか。今年度に関しては、一気に予算編成もできないという問題もあるかもしれませんが、2～3年か何年かかかって、そのような方向に持っていくのならばわかるのですけれども、国の制度もまだ決まっていない中で、資料4「私立高等学校等授業料軽減補助制度について」のように、平成30年度、平成31年度、平成32年度まで制度概要が示されてしまうと、それを見た住民さんが勘違いするのではないですか。高校無償化について請願で議決しているのだから、その制度の具体化のプランを提出する道義的責任があるのではないですか。それでもやらないというのは、議会の議決が無意味になってしまうのではないですか。その点を前から何回も申し上げているのです。今回の平成30年度予算では、まだ一気にはいかないとは思っていましたが、その後の年度の分まで、なぜこのような書き方をされているのですか。これでは確定したみたいではないですか。その点いかがですか。議会の議決事項ですので、きちんと説明をさせていただきたいと思います。

○川上教育振興課長 先ほど川田委員がおっしゃったように、また、村田地域振興部長からご説明させていただいたように、平成28年12月議会で請願が採択されたということで、その対応について、各議会ごとの総務警察委員会でご報告をしてきたところです。そ

のときにもご説明させていただいたと思いますが、請願で大阪府と同等とされている点については、大阪府では授業料徴収において、いわゆるキャップ制を導入していますが、キャップ制自体は本県に導入するのはなかなか困難である旨、昨年の9月議会の本会議でも荒井知事から答弁させていただいています。その上で、請願を受けたということもありますので、先ほど村田地域振興部長からご説明したように、中学校卒業後、進学を選択する際、私立高等学校しか選択肢がない場合などにおいて、ご家庭の経済事情のため進学を諦めることのないようにという考え方で、今回は制度を設計をさせていただいたということです。以上です。

**○川田委員** いや、それでは以前の総務警察委員会と同じ話をしているだけで、その話もう前に終わっているのではないですか。前に既に、請願を提出した側が、そのような意味ではないと説明しているわけで、それをまた戻して、それで請願に対応していると言われても。請願はどのような角度でも読めるから、読み方で何とでもできるから、前から意味を説明してきたわけではないですか。端的に聞きますけれども、資料4に書かれているうち、今回予算案が提出されている平成30年度の方は、第一弾目ということでわかるのですが、平成31年度、平成32年度の方については、あくまでも検討中の内容ということで、まだ現時点で決定したものではないように読めますけれども、この件に関しては審議をずっと続けていくわけで、そのような内容で、これでいいということはないですから。

大阪府と同等と請願しているのであって、「同等」のとり方の違いで、保護者負担が同等に近ければ、多少の誤差や制度の違いは各都道府県にあるわけですから、それはいたし方ないことはわかりますが、保護者負担側から見たらどれくらいのをすべきかという観点に立てば、意外と簡単に整理できる話だと思うのです。あとは財源の話ですので、財源を確保するためにどう取り組むかという問題ではないのですか。論理的には、それだけの話ではないのですか。ですから、これはすりかえだと思うのです。

今後も、国の制度は別にして、保護者負担が大阪府と同等に近づくようにしていく方向性で、財政面も含めて協議をしていくという考え方でよろしいですか。今の説明で制度設計を提出したと言われても、大阪府と同等になるような制度設計を出していただきたいわけで、その義務、義務というか道義的責任があるのではないですか。

**○川上教育振興課長** 今回提出させていただいた資料は、先ほど村田地域振興部長から説明させていただいたように、平成31年度、平成32年度については、川田委員がおっしゃるように、まだ国の制度が固まっていないということがありますけれども、基本的な考

え方として、県としては、低所得者層に対して厚く支援をしていきたいという方針で、担当部局としてはご提案をさせていただいたところです。以上です。

○川田委員 いや、今「県としては」と言いましたが、請願を受けて制度変更を検討しているわけでしょう。県の判断によるものであれば、今まででも、別に請願がなくてもやっているではないですか。その話をされるからいつもややこしくなるのですが、請願を議決している以上、やはりそれに向かって検討していく道義的責任があるでしょう。県はこのように希望すると言われても、我々請願した側は、何も県の希望を聞いているわけではなくて、既に議決した請願の内容があるわけです。議会制度において、全く意味がわかりません。請願に対して、ここまでことは努力しましたが、ここまでしかできないというのはわかると思いますが、趣旨を勝手に変えるのは、だめではないですか。どうですか。

○川上教育振興課長 説明が繰り返しになりますけれども、請願を受けて、今、県として制度のご提案というか、お示しをさせていただきました。以上です。

○川田委員 それでは、議決された請願の内容は関係がないということですね。そのような意味ですね。

○川上教育振興課長 もちろん県議会で請願を採択されたことは、重く受けとめているところです。ただ、いろいろ私立学校の状態といいますか、私立学校に対してキャップ制を適用するようなことはなかなか困難ということがあって、今回県として制度をお示しし、ご説明をさせていただいたところです。以上です。

○川田委員 キャップ制の話は、以前もお伺いして、もうわかっているわけです。それにしても、例えば予算額ですが、来年度が2億3,500万円、その後も、あくまでも決まっていないと言いつつも、平成32年度で2億8,000万円ということで、これではあまりにも金額が少な過ぎるではないですか。20億円くらいかかると当初おっしゃっていましたが、あまりにも少な過ぎるではないですか。なぜこのように少ないのですか。

○川上教育振興課長 20億円という数字は、昨年こちらからお示したのですが、大阪府と同じような補助水準を想定した場合として、県外の学校に通っておられる方も含めて大体20億円くらいという試算をさせていただいたところです。今回の金額は、今回お示した内容に基づいて、資料4の概略図のとおり積算したものですので、その差は出てくるものと思います。以上です。

○川田委員 それならば、保護者の負担額をもう少し大阪府に近づけるようにしてください。制度が違う以上は、全くぴったり一緒の同等にはなるわけがないのですから、キャッ

プ制は無理ということですので、全く同じことはできないでしょうが、保護者負担側から見たら同じくらいになることはできるのではないですか。大阪府の制度は、年収610万円未満が無償、800万円未満が年間の授業料負担10万円だったかと思いますが、これを実現するという形で考えたらわかりやすいのではないですか。

ここでだらだらいつまでもやり取りしていても一緒ですが、請願は議員の賛成多数で可決、採択されたわけで、やはり請願の趣旨がありますから、安易にそちらの言われるものでいいというわけにはいきませんので、このような形ならば幾らの負担がかかるという試算をまた出してください。スクラップ・アンド・ビルドですから、何かをスクラップすれば、こちらの財源はできるではないですか。それも出さずに、請願の趣旨と違う案を出されるからわからなくなるわけで、選択をするのはやはり議会側ですから。その点、来週の予算審査特別委員会までに出すのは無理だと思いますので、次の総務警察委員会までにご提示いただきたいと思いますが、いかがですか。

○川上教育振興課長 大阪府並みの補助水準について、試算をしている数字が手元にあります。県内の私立学校に通う全学年の生徒を対象に、国の制度と県の制度をあわせて、大阪府と同等の考え方で、本県の私立学校の授業料と施設整備費の加重平均を補助条件として、本県の場合これは56万円になりますが、大阪府の現行の制度に対応して、年収590万円未満世帯についてはこの56万円の全額を国と県で負担し、年収590万円から800万円未満の世帯については、年間のご家庭の負担額は20万円ということで、36万円を支援した場合、県の負担は約12億円くらいになるという試算結果が出ています。ちなみに、この試算においては、県外の学校に通う生徒については、今の既存の制度を適用することとしています。以上です。

○川田委員 それでは、その試算を資料にして出してください。お願いします。今までそのようなものは出てきていなかったと思うのです。もう計算ができていたのでしたら、それを出していただいたらいいと思います。それで結構です。

次は、資料5「奈良県版就学前教育プログラムについて」についての質問に行きます。

これについても、先日担当職員に来ていただき、ご説明もいただきました。内容自体については、私もこれは専門ではありませんから、専門家にお任せしたいと思うのですけれども、一つ聞きたいのは、なぜ幼稚園教育要領を地域振興部が所管しているのですか。確かに、例えば幼保連携型の認定こども園であれば、教育や保育所の保育指針などがまじっていますけれども、幼稚園は教育委員会の所管ではないのですか。なぜ地域振興部でこの

ようなプログラムをつくっておられるのかが疑問です。

もうだんだん長くなっても嫌ですので、端的に言いますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条では、こういった子どもの教育関係は、教育委員会に職務権限があると規定しているでしょう。その次の第22条には、地方公共団体の首長の職務権限を規定していて、その中には認定こども園に関することも含まれています。ところが、この法律のたしか第1条の3の第4項には、首長は教育委員会に属する第21条の事務にはかかわってはならないとわざわざ規定されていて、それにもかかわらず、なぜこのような幼稚園の教育要領的なものを地域振興部でつくるのですか。地域振興部は教育振興大綱を担当されたところではないですか。地域振興部長からこの大綱の説明を受けた記憶があるのですけれども、大綱を担当しているということは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の3に該当するため、教育委員会の事務に携わってはいけない、大綱しかつくってはいけないのではないのですか。首長は教育行政には介入しないという原則が一応決められているにもかかわらず、幼児教育の要領を地域振興部がつくることに合点が行かないのでお聞きしていますが、いかがですか。

**○川上教育振興課長** 今回の就学前教育の現場は、主には川田委員がおっしゃる幼稚園、それから保育園や認定こども園にはなると思います。県の担当部局も、地域振興部、教育委員会、それからこども・女性局がそれぞれ担当しているところです。このたび、地域振興部が主体となって、教育委員会やこども・女性局と一緒に連携、協力しながら、プログラムを作成させていただいたところです。そのため、地域振興部としては、幼稚園教育要領に基づくとということではなく、県としてプログラムをお示しするにあたり、地域振興部が主体となってさせていただいたということです。以上です。

**○川田委員** ですから、教育委員会ではなく、知事部局がやっているのがおかしいと言っているのです。教育委員会ではないのですか。それでは、地域振興部は何でも屋になってくるとは思いませんか。これは教育委員会がつくるものではないのですか。教育に関しては教育委員会であり、保育に関しては、保育指針というのを別につくればよいと思うのですけれども、その点いかがですか。

**○村田地域振興部長** 条文のご指摘については、今直ちにお答えできませんので、再度整理をさせていただきたいと思いますが、考え方としては、教育振興大綱で就学前教育プログラムをつくることを決めたもので、要は教育振興大綱の一部としてつくらせていただいたところですので、教育そのものに介入しているわけでは決してありません。地域振興部

として、当然、教育委員会の所管やこども・女性局の所管に介入しているわけではないと認識しています。

○川田委員 それでは、これは教育振興大綱ですか。法律を読んでもください。大綱はつくっても、要領はつくらないです。その点は整理してください。条文が今お手元にないということであれば、また整理して説明してください。

○山本委員長 この答弁については、改めて整理して、次回の総務警察委員会までに速やかに、できれば川田委員はじめ全委員に説明に上がってください。

○川田委員 この質問の補足ですが、なぜこのようなことを言うかという、介入していないと言っても人事権、命令権があるわけですから、このプログラムを地域振興部するのであれば、補助執行などの関係もあるし、委任事項というものもあるし、全部決裁をとっているはずでしょう。教育委員会から仕事を移される手続は、地方自治法にも書いてあるのではないですか。そういった手続は多分やっていないと思いますので、するのであれば、きちんと手続をとってください。これは大綱の一部だと言われても、要領が大綱であるわけではないですから、そこはご指摘をしておきます。

次は、国民文化祭・障害者芸術文化祭について、これはもう、ただただ頑張っていたで、本当にありがとうございました。総務警察委員会を代表しているわけではないですけども、きょうご説明いただいて驚きましたが、142万人もの来場者があったということで、本当に盛大に、これだけの人数を集める大イベントを成功に導いていただいたことについては、石井地域振興部理事をはじめ、本当に頭の下がる思いです。これを開催した中で、大きな成果もあったと思いますし、また、学ぶもの、将来の組織として活用できるもの、そして地域の活性化ということで、ソーシャル・キャピタルにつながるかなり大きな実績を上げられたのではないかと、心から思っています。これに関しては、御礼だけで終わっておきます。ありがとうございました。

続いて最後、奈良大立山まつりですが、これについてもくどくは言いません。寒い中、本当に多くの職員が集まって、中西観光局理事もリーダーシップをとって、本当に頑張っていたと思います。前回の総務警察委員会で質問した中では、ホップ・ステップ・ジャンプと聞いていましたが、3日間で2万4,000人、この数字は、2日間に並べかえれば前年度よりも増加はしていると受け取っています。ただ、以前からこだわっていることですが、いつまでも県が主導して、県民の税金でやっていくということは、それはやはりよろしくない。中西観光局理事から前にも、民間に移行していくような形で、今

後は力を軽減していくというようなお言葉もいただいたのを覚えています。

中西観光局理事はこの年度末でご定年ということで、今回については寒い中大変だったことの御礼を申し上げるのがまず一つですが、今後民間に移行していくということですが、若い方につないでいかれるご意志を、最後に一言いただければと思います。

○中西観光局理事 ご指名いただきありがとうございます。

奈良大立山まつりを3回実施させていただいて、確かに内容的には濃くなったものの、まだまだ検討する余地もある中で、以前から言っていますように、なら燈花会やなら瑠璃絵のように、民間の方が主になって、県、市町村が支援をするという形に切りかえていくことをかねがね検討していましたが、今、おおむねその方向で行けそうだという感触を得ているところです。今後は、今の実行委員会を含めて、その中で議論をさせていただいて、できれば来年度の奈良大立山まつりは、私が約束しても今月末で終わってしまいますけれども、県主導から民主導の形に変えられたらという状況です。そのようなご意見をいただいても、冬の寒い中で、実行委員会を引き受けようという人は、なかなかおられませんでしたが、なら瑠璃絵が後ろに控えていますので、続けてやっていたら身が持たないという人もたくさんおられた中で、いろいろ議会等でのやりとりも見ながら、やはり奈良大立山まつりを、地域のまつりを盛り上げようという人たちも、少なからず出現していただいたことを受けて、今はそのように前向きな検討に入っているということだけ報告させていただいて、後輩がそれをしっかり支援してくれることを、また私のほうからもお願いしておきたいと思います。

○川田委員 ありがとうございます。中西観光局理事のその強い意志は、必ず後輩の皆様が引き継がれると思っています。本当に寒い中、ことしはありがとうございます。奈良大立山まつりについては、これで結構です。

それからもう一点、簡単に言いますけれども、これは今回の資料やご説明とは関係のないことですが、昨日の本会議の一般質問における荒井知事の答弁の中で、「公文書」と「行政文書」は違うというような答弁がありました。何をおっしゃっているのかわからず、それでは「公文書」と「行政文書」はどう違うのかと再質問もしましたが、印鑑を押していたら、また署名をしていたら「公文書」だなどと、刑法第155条の関係でおっしゃったかと思うのですが、そのような趣旨でお聞きしたのではなく、「行政文書」や「公文書」というのは、公文書管理法だったと思いますが、国の法規定に書かれていますけれども、「行政文書」と「法人文書」、そして「歴史公文書」等、これらを合わせて「公

文書」というと一応定義づけられています。地方では、現行の奈良県情報公開条例を見ると、全部「行政文書」という言葉が使われていますが、平成8年3月27日に制定された旧の奈良県情報公開条例では、現行の「行政文書」という部分が全部「公文書」という言葉になっています。平成13年3月30日に、旧条例の全部改正ということで、現行の情報公開条例が制定されるに当たり、全部の条項の「公文書」という言葉が「行政文書」に変わったという経緯ですが、変わった理由については、条例の実施機関には地方独立行政法人などもあり、「公文書」と規定してしまうと定義が広くなり過ぎるため、きっちりと絞るために「行政文書」に書きかえたということだったと思います。

そのようなことからすると、「公文書」イコール「行政文書」ではないけれども、「行政文書」は「公文書」に含まれるのではないですか。荒井知事のあの答弁では、全く質問の意味が通じておらず、全く関係のないことを答えられてしまい、もう自分でも何を質問しているのか、荒井知事が何をおっしゃっているのか、全く意味がわからなかったという状況です。ですから、「公文書」と「行政文書」は違うものなのか、それだけきょうは確認したいと思っています。

**○東総務課長** きのうの一般質問で荒井知事が答弁した中で、「行政文書」と「公文書」は違うという発言がありまして、意味がおかしいのではないかという川田委員のご指摘ですが、荒井知事が答えました「違う」の意味は、「行政文書」と「公文書」は別物だという意味ではなく、一部は範囲が重複している部分もあるけれども、完全に範囲が一致しているものではないという趣旨でお答えをしたと理解しています。

一般的な話に戻りますと、「行政文書」というのは、今ご紹介いただいたように、本県では奈良県情報公開条例で定義がされていて、大体皆さんご存じのとおりだと思います。それに対して「公文書」というのは、世間ではいろいろな使われ方をしています、その中の一つに、まさに今川田委員がご紹介された公文書管理法の中の定義のような使われ方がありますが、一般に「公文書」というときは、大体「行政文書」と同じ概念で使われており、これもまた使われ方の一つです。それから、別の使われ方として、きのうの議論の中では、たまたま公文書偽造罪など刑法の話も出てきましたが、刑法の中で「公文書」が出てくるときは、やはり刑罰に値するという観点が入りますので、そのときの「公文書」は「行政文書」より絞られた範囲になってきます。その議論がきのうの一般質問のやりとりの中でありましたので、荒井知事は「行政文書」と、いわゆる刑法に出てくる「公文書」とでは範囲が違うのではないかと答弁したということで、全く別物と言ったわけではなく、



一部重複しているところはもちろんあると理解しています。以上です。

○川田委員 今の説明でもおかしいと思うのですけれども、刑法は「公文書」と「公用文書」しか書いていないわけではないですか。当然刑法は刑法としての概念を持つ法律ですけれども、きのうの荒井知事の説明では、全く意味がわかりません。なぜ刑法第155条の公文書偽造罪のところだけを読んで、「行政文書」が出てくるのですか。そこには「行政文書」という文字は書いていませんし、勝手に「行政文書」に引きつけて言われただけの話ではないですか。「行政文書」というのは違う、捺印、署名をしたものでなければ「公文書」ではない、だから「行政文書」ではないというようなことを答弁されて、きのう帰ってから、この答弁部分のビデオを何回も見ましたよ。あのような答弁をされたら、何を言われているかわからないですよ。まして、きのうは一般質問で、25分という短い時間しか質問時間がなかった中ですから、やはり聞いていることに対しては答えていただきたい。聞き方が悪かったのもあるかもしれませんが、あの説明はないと思うのです。なぜ「公文書」と「行政文書」が違うのかと、皆が驚いていましたし、意味がわかりませんよ。「行政文書」自体は「公文書」の中に含まれるなど、ほかの説明のしようがあるのではないですか。それで、今、一般に使われるなどと言われましたけれども、なぜ刑法を使っているときに一般の「公文書」などが出てくるのですか。そのようなものは関係ないではないですか。ですから、きのう私も刑法の条文を第156条も第158条も申し上げたし、荒井知事もそれを反復して読んでおられたではないですか。それでもなおかつ「行政文書」と「公文書」は違うと言われたわけですから、やはりその点はきっちりと、重要なところですから、何でも言ったらいいというものではないと思っています。私が開示請求をして、最初は抹消された文書の開示しかされず、その後やっと全部開示されたのであって、全部開示まで1年半かかっているわけですから。ほかに特定されてまた出てきたわけでしょう。そのことを言っているのに、何を言っているのか全く意味がわからなかったもので、今は、全く違うという意味ではないということだけ聞いておきます。この件は、また来週の予算審査特別委員会でお聞きするかもしれませんが、言うておきます。

最後に、今年度に関しては、きょうが最後の総務警察委員会になります。今年度、ご退職されます部長、その他の理事者においても、本当にこの1年間、真摯に審議をいただき、奈良県政を前に進めるためにご尽力いただきまして、また、約40年近い公務員生活で、県民の皆さんに本当に尽力していただいたこと、この総務警察委員会でこの1年お世話になったことも含めて、心から御礼申し上げまして、きょうは質問を終わります。ありがと

うございました。

○山本委員長 委員長の代弁ありがとうございます。

それでは、ほかにご質問のある方、おられますでしょうか。

○大国委員 警察本部に1点だけお尋ねをしたいと思います。

今、歩行者の交通事故等が全国的にもふえていると思いますし、先般2月14日には、道路横断時の交通事故に対する防止啓発活動もやっていただいております、本当にありがとうございます。歩行者の安全というのは、やはり最大に守っていただかなくてはなりませんし、また重大な死亡事故はあってはならないと思いますので、引き続きご努力をお願いしたいと思います。

きょうお聞きしたいのは、面的に速度制限をかけて歩行者や生活者の安全を守っていただくエリアである、いわゆる「ゾーン30」についてです。私は平成24年12月定例会で代表質問させていただいて、平成24年度中に奈良県内にもこの「ゾーン30」が設置されています。ルールを守っている歩行者の交通安全を確保するために、歩行者優先、人間優先の交通体系の理念というものを、しっかりと確保していただきたいと申し上げたところです。時速30キロメートルを超えると、交通事故に遭うと死亡する率が上がるということで、時速30キロメートル以内の速度制限エリアとして、全国的にも広がったわけです。そこで、奈良県内における「ゾーン30」の整備について、今後にも必要な場所もあるかと思いますが、しっかりとさせていただくことが重要だと思いますけれども、現在の整備状況と今後の予定についてお尋ねします。

○宮本交通部長 「ゾーン30」については、ゾーンを設定して最高速度30キロメートル毎時の区間規制、面規制を行って、区域内における速度低下や通過交通の抑制、排除を図るものです。整備箇所の交通事故抑止効果と自動車の速度抑制効果の分析結果を見ますと、大国委員のご指摘のとおり、生活道路における歩行者等の交通の安全確保にとって有効な対策であると認識しているところです。

「ゾーン30」の整備状況ですが、奈良県では大国委員がお述べのとおり、平成24年度から整備を始めて、本年2月末現在では41カ所を整備したところです。今後の整備予定については、交通実態と自治体や地域住民の皆様からの要望等を踏まえつつ、安全・安心の確保のための奈良県基本計画に定めたKPI指標（重要業績評価指標）である、平成33年度末までに「ゾーン30」を50カ所整備することを目途として、計画的に整備を進めることとしています。

県警察としては、今後も歩行者等の安全な通行を確保する必要がある区域等において、地方自治体、道路管理者、地域住民の皆様からご理解とご協力を得ながら、「ゾーン30」の整備を推進することとし、生活道路における交通安全の確保に努めていきたいと考えています。以上です。

**○大国委員** 昨年末、警察庁が、この「ゾーン30」の区間について、1年間の交通事故件数を比較をした結果、23.5%事故が減ったということで、大変効果が出ている状況だと思っています。しかしながら、例えば通学時等、地域の皆さんが本当に朝早くから寒い中、子どもたちや生活者の皆さん、歩行者の安全のために立っていただいていますけれども、中にはやはり、どうしても早く行きたい、抜け道だということで、時速30キロメートルを超えている車が見受けられるように感じていますし、また、指定区域の方々からも、速度制限をしっかりと守っていただきたいというお声をお聞かせいただいています。今ご答弁いただいた生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するために、計画的に行っていただいているということですが、加えて、通行車両に速度制限を守らせることも重要で、整備しただけではなくて、やはり守らせる。それはなぜかということ、事故を起こさせないという目的があるからです。

神奈川県などでは、毎月30日を「ゾーン30」の日を設定して、区域周辺エリアだけではなくて全県的に「ゾーン30」を周知して、しっかり守っていこうという取り組みがされていますが、この「ゾーン30」の区域内において通行車両に規制速度を守らせるための県警察の取り組みについてお尋ねします。

**○宮本交通部長** ご紹介いただいた神奈川県や新潟県において、毎月30日を「ゾーン30」の日として見守り活動が行われていることも承知しています。本県においては、毎月1日と15日を活動日に指定してまして、「ゾーン30」の整備箇所などにおいて、ボランティアの方々をはじめ警察官等で、交通監視、学童誘導などの見守り活動を実施しているところです。

このほか県警察では、「ゾーン30」の整備箇所において、スピードガンによる速度測定を実施するなどして、整備効果を検証しているところです。効果検証の結果、走行速度の低減が見られないような箇所、地域においては、関係機関や地域の皆様と協力して、地域住民の方々がペースメーカー車として規制速度で区域内を走行するカルガモ作戦などの広報啓発活動を実施するほか、道路管理者と連携して、道路の幅を狭める狭窄や、道路に盛り上がりを入れて車両の低速走行を促すハンプ等の物理的なデバイスの設置を現在検討

するなど、走行速度低減に向けた対策を推進しているところです。

また、速度規制の実効性を担保するためには、速度違反の交通指導取り締まりが必要です。生活道路では、取り締まりスペースの確保が困難であり、従来速度違反取り締まり装置では、真に必要な場所であっても取り締まりができないという問題点があります。そこで、今回の議会において、新たな速度違反取り締まり装置の予算案を上程させていただきましたが、これはいわゆるオービスのように、自動撮影方式により後日警察署等へ呼び出して指導取り締まりを行うことができ、かつ、コンパクトで移動可能であることから、少人数、省スペースで真に必要な場所において速度違反取り締まりが可能となります。

県警察としては、今後も「ゾーン30」の整備効果が最大限発揮されるよう、関係機関と連携して、ソフト面、ハード面の対策を推進していきたいと考えています。以上です。

○**大国委員** ありがとうございます。よく理解ができました。

ただ、そのような簡易的なオービスを設置をするということになると、また、いろいろなご心配が周辺の住民の方にも出てくるかもしれませんし、しっかり周知をしていただいて、何よりもやはり違反をさせない、交通事故を起こさせない、この未然の抑止、防止というところにしっかりと力を入れていただいて、大切な命が本当に失われることがないように、これからも歩行者の安全に対して、県警察として取り組んでいただくようお願いいたします。以上です。

○**山本委員長** ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**山本委員長** ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてであります。本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。

日本共産党、反対討論をされますか。

○**山村副委員長** はい。

○**山本委員長** されますね。では、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしく申し上げます。

次に、委員長報告は、正副委員長に一任願えますか。

(異議を含めて、発言なし)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもって本日の委員会を終わります。ありがとうございました。